

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

事業契約書(案)

平成16年7月26日

稚内市

目 次

前 文	1
第 1 章 定義等	1
第 1 条 (定義)	1
第 2 条 (適用関係)	4
第 2 章 事業の概要と準備等	4
第 3 条 (本件事業の概要等)	4
第 4 条 (許認可等)	5
第 5 条 (生活環境影響調査)	5
第 6 条 (協議会の設置)	6
第 7 条 (近隣対策)	7
第 3 章 設計及び建設	8
第 1 節 総 則	8
第 8 条 (本処分場の設計・建設)	8
第 9 条 (測量調査・地質調査)	8
第 10 条 (第三者への委任等)	8
第 11 条 (建設工事中における第三者に及ぼした損害)	9
第 12 条 (建設工事のためのユーティリティの確保等)	9
第 2 節 設 計	9
第 13 条 (本処分場の設計)	9
第 14 条 (設計条件の変更)	10
第 15 条 (書類の提出)	10
第 16 条 (設計図書の変更)	11
第 3 節 建 設	11
第 17 条 (工事の施工)	11
第 18 条 (第三者の使用)	11
第 19 条 (工事監理者)	11
第 20 条 (工期又は工程の変更)	12
第 4 節 建中モニタリング	12
第 21 条 (工事の進捗状況の報告)	12
第 22 条 (立入調査)	12
第 23 条 (試験及び検査)	13
第 5 節 完工確認	13
第 24 条 (完成検査)	13
第 25 条 (本処分場の完工確認)	13
第 26 条 (運営マニュアルの確認)	14
第 27 条 (本処分場の運営体制確認等)	14
第 28 条 (完工確認書の発行)	15
第 4 章 本処分場の移管	15
第 29 条 (本処分場の移管)	15
第 30 条 (本処分場の移管の遅延)	16
第 31 条 (瑕疵担保責任)	16
第 5 章 運営及び維持管理	16

第1節	総則	16
	第32条(運営・維持管理の受託)	16
	第33条(遵守事項)	16
	第34条(再委託の禁止)	17
	第35条(人員の確保と労働安全)	17
	第36条(運営・維持管理のためのユーティリティの確保等)	17
	第37条(運営・維持管理の報告等)	17
	第38条(記録の作成・保存)	18
	第39条(本処分場見学者への対応)	18
	第40条(運営期間中における第三者に及ぼした損害)	18
	第41条(保険)	18
	第42条(緊急時の措置)	19
	第43条(運営・維持管理覚書)	19
第2節	本処分場の運営	19
	第44条(一般廃棄物等の受入)	19
	第45条(搬入監視)	20
	第46条(一般廃棄物等の埋立作業)	20
	第47条(浸出水処理)	21
	第48条(搬入管理)	22
	第49条(環境管理)	22
	第50条(処理対象物の変更等)	23
第3節	本処分場の維持管理	23
	第51条(本処分場の維持管理)	23
	第52条(本処分場の点検・更新)	23
	第53条(本処分場の補修)	24
	第54条(本処分場の補修費用)	25
第4節	甲による随時モニタリング	25
	第55条(運営・維持管理状況のモニタリング)	25
	第56条(本処分場の環境モニタリング)	25
第5節	運営期間の終了	26
	第57条(期限到来による終了)	26
	第58条(埋立不能による終了)	26
第6章	管理期間における本処分場の管理業務	27
	第59条(管理期間における本処分場の管理業務)	27
第7章	対価の支払い	28
	第60条(対価の支払い)	28
	第61条(支払方法)	28
	第62条(遅延損害金)	28
	第63条(施設整備費の支払い)	28
	第64条(維持管理費の支払い)	29
	第65条(従量料金の請求手順)	29
	第66条(管理料金の支払金額)	30
第8章	契約の終了	30
	第67条(契約の終了)	30
	第68条(甲による契約の解除)	31

	第69条（乙による契約の解除）	31
	第70条（契約終了時の措置）	32
第9章	補償及び損害賠償	34
	第71条（乙に対する補償及び損害賠償責任）	34
	第72条（甲に対する補償及び損害賠償責任）	34
	第73条（第三者に対する補償及び損害賠償責任）	34
第10章	法令変更等	35
	第74条（法令変更等）	35
	第75条（法令変更等による解除）	36
第11章	不可抗力	36
	第76条（不可抗力）	36
	第77条（不可抗力による解除）	37
第12章	雑則	37
	第78条（公租公課の負担）	37
	第79条（秘密の保持）	37
	第80条（計算書類の提出）	38
	第81条（融資機関との協議等）	38
	第82条（新株等の発行）	38
	第83条（甲による債務の負担）	38
	第84条（甲の支払い）	38
	第85条（請求，通知等の様式その他）	38
	第86条（通貨及び端数処理）	39
	第87条（解釈）	39
	第88条（準拠法及び裁判管轄）	39
	第89条（疑義についての協議）	39
別紙1	基本仕様等	40
別紙2	施工前提出書類	43
別紙3	報告書等記載要領	44
別紙4	全体工事工程表	53
別紙5	運営仕様等	54
別紙6	保険	55
別紙7	維持管理基準	56
別紙8	竣工時の提出図書	58
別紙9	移管等の手続き	59
別紙10	環境保全基準	62
別紙11	記録保存規程	63
別紙12	搬入禁止物	65
別紙13	点検・更新・補修計画	66
別紙14	支払日程等	67
別紙15	管理期間における管理要領	70
別紙16	減額等の方法	73

事業契約書（案）

- 1 事業名 稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業
- 2 事業場所 北海道稚内市新光町1778番地，同1789番地
- 3 契約期間 整備期間 本契約の締結日から平成19年9月30日
運営期間 平成19年10月1日から平成29年9月30日
管理期間 平成29年10月1日から平成31年9月30日
- 4 契約金額 金_____円とする。但し，本契約の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には，かかる改定又は減額がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 契約金額の10パーセントとする。但し，本契約の定めるところに従って上記事業にかかる処分場整備請負工事にかかる工事費の10パーセントに相当する保険金額の履行保証保険が当該工事請負人によって付保され又はそれと同等の保証契約が当該工事請負人によって締結された場合，免除される。
- 6 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について，稚内市を発注者とし，_____を受注者として，両当事者は，各々対等な立場における合意に基づいて，上記のとおり公正に契約し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため，本書2通を作成し，当事者記名押印のうえ，各自その1通を保有するものとする。

平成17年__月__日

発注者：
稚内市
稚内市長

受注者：
[所在地]
[S P C]
代表取締役 []

前 文

稚内市（以下「甲」という）は、甲の住民から収集する可燃ごみ、不燃ごみや発生する汚泥及び汚泥焼却残渣、動植物性残渣等を受け入れて埋め立てる一般廃棄物最終処分場を整備し、運営することとした。

甲は、上記一般廃棄物最終処分場の整備運営にかかる事業を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という）の定めるところに従って、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、かかる事業を稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業として「特定事業」に選定し、これを民間事業者に対して一体の事業として発注することとした（以下当該事業を「本件事業」という）。

甲は、稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業実施方針（以下「実施方針」という）を公表し、稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という）に従い総合評価一般競争入札の方式で事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った民間応募者グループを落札者として選定した。

上記民間応募者グループは、甲との間において平成16年___月___日付基本協定書（以下「基本協定」という）を締結し、基本協定の定めるところに従って、本件事業遂行のための特別目的会社たる_____（以下「乙」という）を設立した。

甲及び乙は、基本協定第6条第1項の定めるところに従い、本件事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 定義等

第1条（定義）

本契約において使用されている用語は、本契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合でない限り、次の意味を有するものとする。

- (1) 「移管」とは、乙が所有権を有する物についての甲への所有権移転及び引き渡し、又は、甲が既に所有権を有する物についての甲への引き渡しをいう。
- (2) 「移管日」とは、本契約の定めるところに従って本処分場について移管が完了した日をいう。
- (3) 「移管予定日」とは、平成19年9月30日をいう。
- (4) 「維持管理基本料金」とは、運営期間における本処分場の運営・維持管理等にかかる業務遂行の対価として、埋立作業量にかかわらず、第7章の定めるところに従って甲が乙に対して支払う第64条第2項所定の定額料金をいう。但し、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。
- (5) 「一般廃棄物等」とは、甲において発生し又は甲の住民から収集された若し

くは甲の住民が直接搬入したところの別紙 1（基本仕様等）第 1 項第（ 4 ）号に埋立対象として掲げられた一般廃棄物及び産業廃棄物をいう。

- (6) 「運営マニュアル」とは、第 2 6 条の定めるところに従って作成され、甲の確認の得られた最新の一般廃棄物等の受入れ基準、搬入管理マニュアル、埋立作業マニュアル、浸出水処理施設運転マニュアル、緊急事態マニュアル、本処分場の維持管理マニュアル及びその他の運営に関するマニュアルの総称をいう。
- (7) 「運営開始日」とは、乙が、本処分場において、一般廃棄物等の受入及び埋立作業の実施を開始する日をいう。
- (8) 「運営開始予定日」とは、平成 1 9 年 1 0 月 1 日をいう。
- (9) 「運営期間」とは、運営開始日を初日とし、運営期間終了日を最終日とする期間をいう。
- (1 0) 「運営期間終了日」とは、本処分場の埋立総量が別紙 1（基本仕様等）第 1 項第（ 3 ）号所定の埋立容量に達したことによって、乙が、本処分場における一般廃棄物等の受入及び埋立作業を終了する日をいう。
- (1 1) 「運営期間終了予定日」とは、平成 2 9 年 9 月 3 0 日をいう。
- (1 2) 「管理期間」とは、運営期間終了日の翌日から 2 年を経過した日までの期間をいう。
- (1 3) 「管理料金」とは、管理期間における乙の本処分場の管理及び廃止にかかるモニタリング等の業務遂行の対価として、第 7 章の定めるところに従って甲が乙に対して支払う第 6 6 条所定の定額料金をいう。但し、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。
- (1 4) 「協議会」とは、本処分場の設計、建設及び運営・維持管理その他本契約の主題事項について、甲乙間の協議を行うための会議体をいう。
- (1 5) 「工事受注者」とは、_____をいう。
- (1 6) 「国庫補助金」とは、本処分場の整備に関して国から交付される「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」にかかる国庫補助金をいう。
- (1 7) 「事業者提案図書」とは、本事業の入札にあたり、落札者が甲に対して提出した、事業実施体制図、設計・建設計画提案書、設計図書、運営・維持管理計画提案書及び事業計画提案書その他付属書類並びに落札者が本事業の入札期間中に甲に提出した一切の書類及びデータをいう。
- (1 8) 「事業用地」とは、本処分場の整備のための用地をいい、稚内市新光町 1 7 7 8 番及び同 1 7 8 9 番地の土地をいう。
- (1 9) 「施設整備費」とは、本処分場の設計及び建設にかかる業務遂行の対価として、第 7 章の定めるところに従って甲が乙に対して支払う第 6 3 条第 1 項所定の金額の費用をいう。但し、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。
- (2 0) 「従量料金」とは、運営期間における乙の一般廃棄物等の受入及び埋立作業等にかかる業務遂行の対価として、第 7 章の定めるところに従って、一般廃棄物等の埋立作業量に応じ、第 6 4 条第 3 項に基づき甲が乙に対して支払う処理委託料金をいう。但し、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。
- (2 1) 「生活環境影響調査」とは、廃掃法に定められた、一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- (2 2) 「生活環境影響調査完了日」とは、廃掃法に基づく生活環境影響調査に関する書類の公衆縦覧期間の満了日をいう。

- (23) 「生活環境影響調査完了予定日」とは、平成17年__月__日をいう。
- (24) 「設計図書」とは、別紙2（施工前提出書類）第1項所定の図面その他の書面で、第15条の定めるところに従って甲の確認を得た一切をいう。
- (25) 「整備期間」とは、本契約締結日から運営開始日までをいう。
- (26) 「出来高相当額」とは、本処分場の建設工事の完工前に本契約が解除された場合における当該解除時までの本処分場の建設工事の進捗に関し、甲が実施する出来高検査の結果を前提として算出された施設の出来高の割合に施設整備費の総額を乗じた金額をいう。
- (27) 「日報」とは、本契約の定めるところに従い乙によって毎日作成され、甲に提出されるところの、(i)整備期間の建設工事中における別紙3（報告書等記載要領）第1項第(1)号所定の要領の報告書、(ii)運営期間における同第(2)号所定の要領の報告書、並びに(iii)管理期間における同第(3)号所定の要領の報告書をいう。
- (28) 「入札関係図書」とは、本事業の入札にあたり、甲が公表、配布した、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、第1回質問回答書及び第2回質問回答書をいう。
- (29) 「廃掃法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (30) 「半期」とは、毎年4月1日から9月末日までの期間及び毎年10月1日から9月末日までの期間の各々をいう。但し、運営期間における最初の半期は、運営開始予定日から平成20年3月末日とし、運営開始日が運営開始予定日から遅れた場合には、当該遅れた運営開始日から最初に到来する3月末日又は9月末日までとし、管理期間における最初の半期は、運営期間終了日が運営期間終了予定日と異なる場合には、運営期間終了日から最初に到来する3月末日又は9月末日までとする。
- (31) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による破壊行為その他自然的又は人為的な現象で通常の予測を超えるもの、並びにこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- (32) 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
- (33) 「本処分場」とは、本事業において、甲の一般廃棄物等を埋め立てるための一般廃棄物最終処分場、又は事業用地における一般廃棄物等の受入、埋立、浸出水処理その他の業務の実施のために設置又は整備される施設（浸出水処理施設を含む）並びに一般道から当該施設に進入するための専用道路、給水・出水管、設備及び備品等の一切をいう。
- (34) 「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第2条第4号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で学術上価値の高いものをいう。
- (35) 「融資機関」とは、本事業の遂行のための資金を乙に融資する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

第2条（適用関係）

甲及び乙は、入札関係図書及び事業者提案図書に記載された事項が本件事業に適用され、本契約の一部を構成するものとみなされ、甲及び乙を拘束することを確認する。但し、入札関係図書と事業者提案図書の内容が矛盾抵触する場合には、入札関係図書が優先して適用されるものとし、本契約の規定と入札関係図書又は事業者提案図書の内容が矛盾抵触する場合には、本契約の規定が優先して適用されるものとする。

第2章 事業の概要と準備等

第3条（本件事業の概要等）

1 乙は、本契約の定めるところに従い、新たに一般廃棄物最終処分場として本処分場を設計し、事業用地に建設して、これを甲へ移管した後、一般廃棄物等を受け入れて埋め立てる等して本処分場を運営し、また、本処分場を維持管理するものとし、このようにして遂行される本件事業において、本契約の定めるところに従って乙が実施する業務（以下総称して「本業務」という）の概要は、以下のとおりである。

(1) 本処分場の設計

本処分場の設計及び関連業務（生活環境影響調査、本処分場設置にかかる許認可等の手続き等、国庫補助金申請手続き等の支援及び関係機関との協議を含む）

(2) 本処分場の建設工事

本処分場の建設工事及び関連業務
工事監理業務

(3) 本処分場の移管業務

本処分場の建設後の本処分場の甲への移管及び関連業務

(4) 運営期間における本処分場の運営・維持管理

本処分場の設備等を運営して一般廃棄物等を受け入れる業務（汚泥等の産業廃棄物を含む）

本処分場の設備等を運営して一般廃棄物等を埋め立てる業務（汚泥等の産業廃棄物を含む）

本処分場の維持管理業務（施設及び設備の維持管理、点検・更新、補修その他一切の業務）

水質管理及び水処理を含む環境管理及び関連業務

(5) 管理期間における本処分場の管理業務

最終覆土業務

本処分場の維持管理業務（施設及び設備の維持管理、点検・更新、補修その他一切の業務）

水質管理及び水処理を含む環境管理及び関連業務

2 本件事業にかかる乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行うものとする。

3 乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に

譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

- 4 乙は、本件事業の全部又は本件事業を構成する各事業の全部若しくは大部分を一括して第三者に請け負わせ、又は、委任し若しくは委託してはならない。本件事業にかかる個別業務については、本契約に明示的に許容されている場合又は甲の事前の書面による承諾のある場合に限り、廃掃法その他関係法令の許容する範囲で、第三者に請け負わせ、又は委任し若しくは委託することができるものとする。
- 5 前項その他本契約の定めに基づく第三者に対する如何なる請負、委任及び委託並びに下請け、再委任及び再委託も、すべて乙の責任において行われるものとし、当該請負、委任及び委託並びに下請け、再委任及び再委託にかかる第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなされるものとする。

第4条（許認可等）

- 1 乙は、廃掃法その他の関係法令の定めるところに従ってなされるべき本処分場の設置等に関する届出又は許可その他の手続きに関し、甲のために、無償で、廃掃法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類その他の関係書類の作成その他の事務をなすなど必要且つ合理的な支援と協力を実施するものとし、本処分場の建設及び運営・維持管理等に関する本契約上の義務を乙が履行するために必要となる許認可、届出その他の手続きを乙の責任及び費用において完了するものとする。
- 2 甲は、国庫補助金の交付申請を行うものとし、乙は、当該国庫補助金交付申請その他の手続きに関し、甲のために、関係書類の作成その他の事務を処理するなど必要な支援と協力を実施するものとする。
- 3 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による前二項所定の事務処理に必要な情報提供、資料の提出その他について協力するものとする。
- 4 乙は、許認可等の取得又は届出の受理その他本件事業遂行に必要な許認可等の手続きの完了が別紙4（全体工事工程表）第2項所定の許認可等手続完了予定日に遅れるおそれが生じた場合には、速やかに、廃掃法その他の関係法令の定めるところに従って本処分場の設置が可能となるまでに要する日数を考慮して変更した運営開始予定日までの日程を甲に提出し、甲の確認を得るものとする。この場合、甲の承諾を得た場合を除き、運営開始予定日を変更することはできないものとする。

第5条（生活環境影響調査）

- 1 乙は、事業用地に本処分場を設置することに関して、甲のために、無償で、廃掃法その他の関連法令の定めるところに従って生活環境影響調査を実施し、生活環境影響調査完了予定日までに、これを完了させるものとする。
- 2 生活環境影響調査完了日が生活環境影響調査完了予定日に遅れるおそれが生じた場合に、乙が生活環境影響調査の完了に要する日数を考慮して変更した運営開始日予定までの日程を甲に提出するものとする。この場合、甲の書面による承諾がない限り、運営開始予

定日を変更することはできないものとする。

- 3 乙は、生活環境影響調査の実施に関連して必要があるときは、事前に甲の承諾を得て事業用地に立ち入ることができるものとする。
- 4 甲は、乙から生活環境影響調査の実施について協力要請があったときは、実務上可能な範囲で、必要な資料の提出、関係官庁との協議、住民説明等について協力するものとする。
- 5 乙は、甲に対して、廃掃法施行規則所定の事項を記載した生活環境影響調査結果報告書並びに同規則所定の書類及び図面その他の生活環境影響調査の関係書類を甲のために作成し、生活環境影響調査完了日から10日以内に甲に提出するものとする。
- 6 甲は、生活環境影響調査の進捗状況その他甲が必要と認める事項について、乙に対して随時報告及び説明を求めることができるものとする。
- 7 甲及び乙は、生活環境影響調査に関連して、本件事業に影響を与える可能性のある事由の発生を認識したときは、直ちにその旨を相手方に報告するものとする。
- 8 甲及び乙は、前項に規定する報告に基づき、当該報告にかかる事項に対応するため、次に掲げる措置について、速やかに協議するものとする。
 - (1) 本件事業の実施の可能性
 - (2) 別紙1(基本仕様等)所定の基本仕様等の変更を伴う本処分場の設計条件の変更
 - (3) 別紙5(運営仕様等)所定の運営仕様等の変更
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、本契約の変更
- 9 前項の協議に基づき、本処分場について別紙1(基本仕様等)所定の基本仕様等の変更を伴う設計条件の変更、別紙5(運営仕様等)所定の運営仕様等の変更及びその他本契約又は入札関係図書の変更を行う場合において、協議会において当該変更が本契約の締結時に甲が合理的に予測し得る範囲を超えると認められたときは、原則として施設整備費の改定を行うことにより、甲が追加費用を負担するものとする。

第6条(協議会の設置)

- 1 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本条の定めるところに従って協議会を設置するものとする。甲及び乙は、必要があるときは、分会を設けることができる。
- 2 甲及び乙は、本契約所定の協議会における協議事項のほか、本処分場の設計、建設、運営・維持管理等に関して協議決定されるべき事項の細目について、協議会において協議のうえ定めるものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる者又は本件事業の所管を引き継いだ役職にある者による甲乙同数の構成員で構成される。

- (1) 甲側の構成員
 - 甲の_____の職にある者
 - 甲の_____の職にある者
 - 甲の_____の職にある者
 - 甲の_____の職にある者
 - その他甲が指定する甲の職員その他の者
- (2) 乙側の構成員
 - 乙の代表取締役の職にある者
 - 乙の_____の職にある者
 - 乙の_____の職にある者
 - 乙の_____の職にある者
 - その他乙が指定する乙の社員その他の者

- 4 甲及び乙は、前項に定める構成員のほか、その職員、役員、従業員その他の者を協議会及び分会に出席させることができる。但し、職員、役員及び従業員以外の者を出席させる場合においては、事前に相手方に対してその旨を書面又は口頭により通知するものとする。
- 5 甲は、協議会又は分会を招集する。
- 6 協議会又は分会は、甲又は乙の申入れに基づき、かかる申入れのあった日から2週間以内に開催される。
- 7 協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経たうえでなされる出席者の全会一致に基づく決議によって決定されるものとする。その他の協議会及び分会の運営に関する細目事項は、協議会における協議により定めるものとする。

第7条（近隣対策）

- 1 乙は、本契約の期間中、自己の責任及び費用において、本契約の履行のために合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。この場合、かかる近隣対策の実施の内容及び結果について、乙は、甲に対して、事前及び事後に報告するものとし、甲は乙に対して合理的な範囲内で必要な協力を行う。
- 2 前項の定めにもかかわらず、本件事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等を含む住民の反対運動については、甲は、責任をもってこれに対処するものとし、これに起因して生じた合理的費用は、甲が負担するものとする。但し、事前又は事後に協議会において合理的費用として甲が負担すべきものと認められたものに限る。

第3章 設計及び建設

第1節 総 則

第8条（本処分場の設計・建設）

- 1 乙は、本処分場を、入札関係図書及び事業者提案図書に基づき、別紙1（基本仕様等）に従って設計し、これを建設するものとする。
- 2 乙は、本処分場の設計及び建設に関連する損失や損害に備えて別紙6（保険）第1項所定の種類及び内容の保険を、自己の費用と責任で付保するものとし、着工日までに、当該保険証券の写しを甲に提出して、保険契約の内容について、甲の確認を得るものとする。
- 3 乙は、前項により付保する保険のうち履行保証保険について、第69条第2項第（1）号記載の違約金の支払いを担保するため、甲を当該履行保証保険の受取人とする場合を除き、これに甲を質権者とする質権を自己の費用で設定し、対抗要件を具備させるものとする。

第9条（測量調査・地質調査）

- 1 乙は、乙の責任及び費用において、必要に応じて本処分場の建設にかかる測量調査を行うものとする。
- 2 乙は、乙の責任及び費用において、必要に応じて事業用地の地質調査を行うものとする。
- 3 乙が実施した本処分場の建設にかかる測量調査及び事業用地の地質調査の結果、本件事業の入札手続において参考図書として閲覧又は貸出に供された事前調査報告書の内容又は記載が実際の状態と異なり、本契約の履行が不可能であるか又は本契約の履行に過分の費用を要する状態又は環境であることが判明した場合（地質調査又は測量調査によって事業用地に埋蔵物又は岩盤等が存在することが判明したことによる場合も含む）、乙の申請に基づいて、甲は第14条第2項又は第16条第2項の定めるところに従って設計条件の変更又は設計図書の変更を行うものとする。但し、この場合において、設計条件の変更又は設計図書の変更によっても依然として本契約の履行に過分の費用を要することが判明したときは、乙は、第69条第3項により本契約を解除できるものとする。

第10条（第三者への委任等）

- 1 乙は、本処分場を建設するにあたり、測量調査、地質調査又は本処分場の設計の全部又は一部を事前に甲の書面による承諾を得て第三者に委任し若しくは委託することができるものとする。
- 2 前項に規定する第三者への委任又は委託を行う場合において、当該委任又は委託業務の一部について当該第三者が再委任し若しくは再委託するときは、乙は、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。

第11条（建設工事中における第三者に及ぼした損害）

- 1 本処分場の建設工事の実施により第三者に損害が生じた場合、当該損害が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。
- 2 建設工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合には、乙が、当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。
- 3 前二項の定めるところに従い、乙が第三者に対して損害賠償すべき乙の責めに帰すべき事由又は建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合において、甲が第三者から損害賠償を請求されたときは、乙は、かかる第三者からの請求又は紛争により甲が負担した費用及び損害について、乙の責任に相当する額の補償を甲に対して行うものとする。

第12条（建設工事のためのユーティリティの確保等）

- 1 乙は、乙の費用と責任において、入札関係図書に従い、本処分場の建設に必要な工事用電力、工事用水及び燃料等の調達を行うものとする。
- 2 本処分場の建設にあたり、事業用地外において上水道又は電信柱及び電線の敷設・整備等が必要な場合には、乙は、自己の費用と責任において、これらを甲の設置する本処分場のための搬入道路の設置工事を阻害しないように敷設・整備するものとする。

第2節 設 計

第13条（本処分場の設計）

- 1 乙は、入札関係図書、事業者提案図書及び別紙1（基本仕様等）に基づき、自らの裁量及び責任において、本処分場の設計を行うものとする。
- 2 乙は、前項の設計にあたっては、廃掃法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、一般廃棄物等の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令（昭和53年総理府・厚生省令第1号）、廃棄物最終処分場性能指針（平成12年厚生省令生衛第1903号）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）等の関係法令を遵守するものとする。
- 3 乙は、本処分場の設計及びそのための調査に関する一切の責任（設計及び調査上の不備、誤り並びに、本契約に別段の定めがない限り、設計条件の変更及び設計図書の変更から発生する追加費用の負担を含む）を負担するものとする。
- 4 乙は本処分場の設計作業を進めるにあたり、定期的に甲に進捗状況の報告を行うものとする。

- 5 甲は、必要と認める場合、乙に対して、設計の進捗状況の報告書及び設計図案等の提出を求めることができるものとし、乙は、かかる求めに応じるものとする。

第14条（設計条件の変更）

- 1 乙は、入札関係図書に示された本処分場の設計条件の変更を行うことはできないものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、本処分場について、入札関係図書に示された設計条件を変更（第5条第8項の定めにより甲と乙とが協議するものを除く）することができる。乙は、甲の設計条件の変更について、協議会の開催を申し入れることができる。
- 3 前項の定めるところに従って設計条件の変更が行われた場合、乙は、変更された設計条件に従い本処分場の設計を行うものとする。なお、当該設計条件の変更が入札関係図書の不備、誤り等甲の責めに帰すべき事由に基づくものと認められるときは、その追加費用について、乙は、甲に対して施設整備費の増額を求めることができるものとする。
- 4 第2項の定めるところに従って設計条件の変更が行われた場合において、施設整備費の減少が見込まれるときは、甲と乙が協議して施設整備費を減額するものとする。

第15条（書類の提出）

- 1 乙は、別紙4（全体工事工程表）第3項所定の設計完了予定日までに、本処分場の建設について設計を完了させ、別紙2（施工前提出書類）第1項所定の各書類を甲に提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 甲は、前項の定めるところに従って提出された各書類が別紙1（基本仕様等）、入札関係図書、別紙4（全体工事工程表）、関係法令又は事業者提案図書において要求される事項を満たさないおそれがある場合、又は別紙5（運営仕様等）所定の方法による運営ができない事態をもたらすおそれがある場合には、乙に対してその旨を通知するものとする。甲が書類受領後2ヶ月以内にかかる通知を行わない場合には、乙は、甲に対して通知を請求できるものとし、かかる請求後15日以内に通知がないときには、前項所定の甲の確認が得られたものとみなされるものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の責任において設計を確認・変更するものとし、再度、甲の確認を得るものとする。但し、乙は、甲の前項の通知の内容を協議するために、甲に協議会の開催を申し入れることができる。
- 4 乙は、前三項の定めるところに従って別紙2（施工前提出書類）第1項所定の各書類の確認が得られた場合には、別紙4（全体工事工程表）第4項所定の建設工事着工予定日までに、別紙2（施工前提出書類）第2項所定の各書類を甲に提出し、甲の確認を得るものとする。この場合、かかる確認の手続は前三項の例によるものとする。

第16条（設計図書の変更）

- 1 乙は設計図書の変更を行うときは、変更箇所及び理由を説明する書面を甲に提出し、甲の確認を経るものとし、かかる確認の手續は前条の例によるものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、本処分場について、乙に対して設計図書の変更を求めることができる。
- 3 前2項の定めるところに従って設計図書の変更が行われた場合において、当該設計図書の変更費用（当該設計図書の変更に起因する追加費用を含む。本項において同じ）は原則として乙が負担するものとする。但し、当該設計図書の変更が入札関係図書の不備、誤りその他甲の責めに帰すべき事由に基づくものと認められるときは、当該設計図書の変更費用について、乙は、甲に対して施設整備費の改定を求めることができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の定めるところに従って設計図書の変更が行なわれた場合において、施設整備費の減少が見込まれるときは、甲と乙が協議して施設整備費を減額するものとする。

第3節 建設

第17条（工事の施工）

- 1 乙は、別紙4（全体工事工程表）に従って、設計図書に基づき本処分場の建設工事を実施するものとする。
- 2 乙は、第15条第4項の定めるところに従って甲の確認の得られた別紙2（施工前提出書類）第2項所定の各書類に基づく施工体制でもって本処分場の建設工事を実施するものとする。本処分場の建設工事の過程において当該施工体制の変更を要する場合には、当該変更を要する施工体制に関する別紙2（施工前提出書類）第2項所定の該当書類を事前に甲に提出し、甲の確認を得るものとする。

第18条（第三者の使用）

- 1 乙は、本処分場の建設工事を工事受注者に請け負わせるものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、工事受注者以外の者に、本処分場の建設工事の全部又は大部分を請け負わせないものとする。
- 2 乙は、請負人（工事受注者及び下請負人を含む）等の使用を全て乙の責任において行うものとし、請負人その他本処分場の建設工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

第19条（工事監理者）

- 1 乙は、本処分場の建設工事に着工する前に工事監理者を設置し、速やかに当該工事監理者の名称を甲に対して通知するものとする。

- 2 甲は、乙を通じて工事監理者に適宜報告を求めることができるものとし、また、乙は工事監理者をして乙を通じて甲に定期的に報告を行わせ、かかる工事監理者による甲に対する報告にあたり合理的に必要な範囲の協力をするものとする。

第20条（工期又は工程の変更）

- 1 甲及び乙は、工期又は工程の変更を求める場合（工事の過程で地質調査又は測量調査によって判明しなかった埋蔵物又は岩盤等が事業用地に存在することが判明したことに起因する場合も含む）は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知したうえで、協議会の開催を申し入れるものとする。工期又は工程の変更の可否及び内容については、協議会で決定するものとし、協議会で協議が整わないときは、甲が合理的に工期又は工程を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。但し、協議会で協議が整わないときにおいて、工期又は工程の変更によっても依然として本契約の履行に過分の費用を要すること又は本契約の目的が達成されないことが判明したときは、甲は、第68条第3項により本契約を解除できるものとする。
- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、工期の延長が必要となるおそれが生じた場合は、その旨を相手方に速やかに通知するものとする。
- 3 第1項本文の定めるところに従って工期又は工程の変更がなされる場合、当該工期又は工程の変更にかかる追加費用は、原則として乙が負担するものとする。但し、当該工期又は工程の変更が、甲の責めに帰すべき事由又は工事の過程で地質調査若しくは測量調査によって判明しなかった埋蔵物若しくは岩盤等が事業用地に存在することが判明したことにより生じた場合には、当該工期又は工程の変更にかかる追加費用について、甲が負担するものとし、乙は、甲に対して、施設整備費の改定を求めることができるものとする。

第4節 建中モニタリング

第21条（工事の進捗状況の報告）

- 1 乙は、整備期間における建設工事中、建設工事の進捗状況を管理・把握し、日報に記録して甲に報告するほか、月毎に、別紙3（報告書等記載要領）第2項第（1）号に従って、工事進捗状況の詳細に関する月間工事進捗状況報告書を作成し、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、また、事業年度毎に同第（2）号に従って工事実績報告書を作成し、所定の提出書類を添えて、翌事業年度の最初の月の末日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、甲に提出するものとする。
- 2 前項の定めのほか、甲は、乙に対して、随時、工事の進捗状況を詳細に記載した報告書の提出を請求することができるものとし、乙はこれに応ずるものとする。

第22条（立入調査）

甲は、本処分場の建設工事が設計図書に従って施工されていることを確認するため、建設工事中いつでも、乙に対する事前の通知により工事現場内に立ち入って調査することが

できるものとし、かかる調査に対して、乙は、自ら協力し且つ工事受注者をして協力させるものとする。

第23条（試験及び検査）

- 1 乙は、乙の費用と責任において、設計図書に従って、材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等を行うものとする。なお、乙は、検査要領書を甲に提出し、かかる検査の日程をあらかじめ甲に通知するものとする。
- 2 乙は、検査要領書に示される検査項目について甲の確認を得るものとする。
- 3 甲は、乙が前項の定めるところに従って実施する材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等へ立ち会うことができるものとする。但し、甲は、かかる各種の試験及び検査等への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 4 甲は、本処分場の建設工事が設計図書に基づいて施工されていることを確認するため、前項の定めに従い実施された各種の試験及び検査等の結果の確認を行うことができるものとする。但し、甲による結果の確認は、乙の責任を何ら軽減又は免除させるものではない。
- 5 乙は、検査要領書に示される検査項目については、検査の結果につき、検査終了後速やかに報告書を甲に提出し、甲の確認を得るものとする。

第5節 完工確認

第24条（完成検査）

- 1 乙は、本処分場の運営開始予定日の1ヶ月前までに、自己の責任及び費用において、本処分場の完成検査（本処分場建設工事の完成検査及び設備又は備品の検査をいう。以下同じ）を行うものとする。なお、乙は、本処分場の完成検査の日程を事前に甲に対して通知するものとする。
- 2 甲は、前項の定めるところに従って実施される完成検査へ立ち会うことができる。但し、甲は、完成検査への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 3 乙は、完成検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して完成検査の結果について、完成検査の終了後速やかに、完成検査報告書及び完工確認要領書を作成し、甲に提出するものとする。

第25条（本処分場の完工確認）

- 1 甲は、乙から、前条第3項の定めるところに従って完工確認要領書の提出を受けた場合、本処分場について、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書に従った建設工

事が行われていることを確認するため、当該完工確認要領書受領後15日以内に完工確認を実施するものとする。

- 2 甲は、完工確認の検査事項及び方法について、乙と事前に協議を行い、完工確認に先立って、これらの事項を、乙に対して通知するものとする。
- 3 乙は、甲が行う完工確認の実施に協力するものとする。
- 4 完工確認の結果、本処分場の状況が、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書に従っていないと認める場合、甲は、乙に対して、相当な猶予期間を定めて、その是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。なお、乙は、本処分場の状況が、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書に従っていないと認める甲の判断又は猶予期間について協議を行うために、協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第26条（運営マニュアルの確認）

- 1 乙は、本処分場の運営開始予定日の1ヶ月前までに、別紙5（運営仕様等）及び別紙7（維持管理基準）並びにその他の本契約の定め、入札関係図書及び事業者提案図書、並びに関係法令に基づき、運営マニュアル案を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の定めるところに従って甲に提出された運営マニュアル案が、別紙5（運営仕様等）及び別紙7（維持管理基準）並びにその他の本契約の定め、入札関係図書若しくは事業者提案図書の求める水準を満たしておらず、若しくはそれらの記載事項の全部若しくは一部を反映していないおそれがあると認められる場合、又は関係法令に抵触するおそれがあると認められる場合には、前項の定めるところに従って乙から甲が運営マニュアル案の提出を受けた日から1ヶ月以内に乙に対してその旨を通知するものとする。なお、乙は、運営マニュアル案が別紙5（運営仕様等）及び別紙7（維持管理基準）並びにその他の本契約の定め、入札関係図書若しくは事業者提案図書に反するおそれがあるとの甲の認定、又は関係法令に抵触するおそれがあるとの甲の認定について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができるものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受けた場合において、協議会の開催を申し入れないとき又は開催された協議会において運営マニュアル案が別紙5（運営仕様等）及び別紙7（維持管理基準）並びにその他の本契約の定め、入札関係図書若しくは事業者提案図書に反するおそれがあると認められたか、又は関係法令に抵触するおそれがあると認められたときは、これを是正すべく、乙の責任において運営マニュアル案を修正するものとし、改めて甲の確認を得るものとする。なお、当該確認手続についても、前項及び本項前段の例によるものとする。
- 4 乙は、運営実績を踏まえて、必要に応じて運営マニュアルを改定し、速やかに、甲の確認を得るものとする。この場合、当該確認手続については、前三項の例によるものとする。

第27条（本処分場の運営体制確認等）

- 1 乙は、本処分場の運営開始予定日の3ヶ月前までに、本処分場の運営に必要な人材を確

保し、且つ、本処分場の運営・維持管理に必要な研修等を行うものとする。

- 2 乙は、本処分場の運営開始予定日の1ヶ月前までに、前項に規定する研修等を完了し、且つ、本契約、入札関係図書、事業者提案図書及び運営マニュアルに従って本処分場を運営することが可能な状態とするものとし、かかる状態となり次第、甲に対してその旨を通知し、甲の確認を得るものとする。
- 3 甲は、乙に対して、甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、本処分場の運営・維持管理の体制を確認するため、乙に対して必要な行為、作業等を求めることができるものとする。本項に基づく確認の結果、本処分場の運営の体制が、関係法令、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は運営マニュアルの求める条件、基準又は状態を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、乙に対して、相当な猶予期間を定めて是正を求めることができる。なお、乙は、本処分場の運営の体制が、関係法令、本契約、入札関係図書又は事業者提案図書又は運営マニュアルの求める条件、基準又は状態を満たしていないという甲の判断又は猶予期間について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。
- 4 前項に規定する必要な行為、作業等は、乙の責任及び費用により行われるものとする。但し、前項の定めるところに従って開催された協議会の協議の結果、甲の判断が誤っていたとされた場合には、甲は、乙の要した合理的な範囲の費用を補填するものとする。

第28条（完工確認書の発行）

- 1 第25条乃至第27条の定めるところに従って本処分場が関係法令、本契約、入札関係図書、設計図書又は事業者提案図書に従い建設されていること及び関係法令、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は運営マニュアルに従い本処分場の運営が可能であることの確認がなされた場合、乙は、別紙6（保険）第2項所定の種類及び内容の各保険を、自己の費用と責任で付保して、その保険契約及び保険証券の写しを別紙8（竣工時の提出図書）所定の各書類と共に甲に対して提出して甲の確認を得るものとし、当該確認がなされたときには、甲は、乙に対して、速やかに完工確認書の発行を行うものとする。
- 2 甲は、前項所定の完工確認書の発行を行ったことを理由として、本処分場の建設並びに本処分場の運営及び維持管理体制の全部又は一部について如何なる責任も負担しないものとする。

第4章 本処分場の移管

第29条（本処分場の移管）

- 1 乙は、前条第1項の定めるところに従って完工確認書の発行を受けたうえで、移管予定日に、別紙9（移管等の手続き）第1項第（1）号所定の手続により本処分場を移管するものとする。
- 2 乙は、甲から委任を受け、移管後速やかに甲名義での建物の表示登記及び保存登記又は変更登記を行うものとし、司法書士費用等、登記にかかる合理的な費用を負担するものと

する。

- 3 乙は、前項のほか、本処分場の移管から生じ、又はそれに伴って生ずる合理的費用の一切を負担するものとする。

第30条（本処分場の移管の遅延）

乙は、乙の責めに帰すべき事由により移管予定日に本処分場の移管を完了できない場合には、施設整備費を元本として、遅延日数に年5.0%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。

第31条（瑕疵担保責任）

- 1 甲は、乙より移管を受けた本処分場に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。但し、瑕疵が重要ではなく、且つ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができないものとする。
- 2 前項の定めに基づく瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、移管日から10年以内に行うものとする。
- 3 甲は、本処分場が瑕疵により滅失又は毀損した場合は、前項に規定する期間内で、且つ、その滅失又は毀損の発生から6ヶ月以内に第1項に規定する権利を行使するものとする。
- 4 乙は、本条に基づく瑕疵担保の修補及び損害の賠償の義務を確実に履行できるように、工事受注者から保証を取り付けるなど、瑕疵担保責任を履行できる体制を整備するものとする。

第5章 運営及び維持管理

第1節 総 則

第32条（運営・維持管理の受託）

乙は、運営期間において、本章の定めるところに従って、本処分場を運営するとともに、本処分場の維持管理を行うものとする。

第33条（遵守事項）

乙は、前条の定めに基づき受託した本処分場の運営・維持管理業務の遂行にあたり、次の各号所定の事項を遵守するものとする。

- (1) 運営期間を通じて、環境関係法令を遵守するほか、別紙10（環境保全基準）その他本契約の定めを遵守すること

- (2) 乙は、運営期間を通じて、廃掃法及び関係法令を遵守するほか、運営マニュアルに定められた本処分場の運営方法を遵守すること
- (3) 乙は、運営期間を通じて、安全衛生関係法令を遵守し、本処分場の安全衛生管理を徹底すること
- (4) 乙は、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本処分場の運営・維持管理業務及びかかる業務に付帯する業務を実施すること
- (5) 乙は、運営期間を通じて、前各項のほか、本契約の定めるところに従って誠実に業務を遂行すること

第34条（再委託の禁止）

乙は、前条に基づく本処分場の運営・維持管理にかかる受託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。但し、各個別業務を第三者に委託することはできるものとする。

第35条（人員の確保と労働安全）

- 1 乙は、本処分場の運営・維持管理業務を遂行するために必要な人員を、直接雇用又は第三者からの受託若しくは出向等の方法（但し、法令等に反しない方法に限る）により確保するものとする。
- 2 乙は、労働安全衛生法その他関連法令に従って、本処分場において就労する労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図り、労働災害の発生を防止するものとする。

第36条（運営・維持管理のためのユーティリティの確保等）

乙は、本処分場の運営・維持管理業務を遂行するために必要な電力、用水、燃料、副資材等の調達を自己の費用と責任で行うものとする。

第37条（運営・維持管理の報告等）

- 1 乙は、甲に対して、本章の定めるところに従って作成される日報、月次報告書、年次報告書その他の書面を提出して運営・維持管理状況の報告をなすほか、住民からの苦情、事故その他報告を要すると認められる事態が生じた場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。
- 2 甲は、本契約の定めるところに従って乙によってなされた報告事項を公表することができるものとする。

第38条（記録の作成・保存）

乙は、本契約の定めるところに従って作成され、甲に提出された日報、月次及び年次等の各種報告書並びにその他の書類を保存するほか、これらの書類の作成の根拠となった記録、調査結果その他の資料の一切を、別紙11（記録保存規程）に従って保存し、本処分場の明渡にあたり、甲に引き渡すものとする。

第39条（本処分場見学者への対応）

- 1 甲は、あらかじめ定められた手順に従って、本処分場の見学希望者の受付等本処分場の見学希望者の対応業務を適切に行うものとし、見学日程等については、乙と協議のうえこれを定めるものとする。
- 2 乙は、本処分場の運営の障害とならない限り、甲が行う本処分場の見学者への対応に協力して施設見学者への説明等を行うものとし、且つ、見学者が安全に見学できるように配慮するものとする。
- 3 甲は、施設見学の実施にあたり、見学者を指導監督し、協議会の協議により定めた見学日程、見学場所及び順路その他施設見学に関するルールを遵守せしめるものとする。

第40条（運営期間中における第三者に及ぼした損害）

- 1 乙の責めに帰すべき事由により、本処分場の運営・維持管理業務の遂行にあたって第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。
- 2 本処分場の運営・維持管理に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合には、乙が、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。
- 3 前2項の定めるところに従い、乙が第三者に対して損害賠償すべき乙の責めに帰すべき事由又は本処分場の運営・維持管理に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合において、甲が当該第三者から損害賠償の請求を受けたときには、乙は、当該第三者からの請求又は紛争により甲が負担した費用及び損害について、乙の責任に相当する額の補償を甲に対して行うものとする。

第41条（保険）

- 1 乙は、運営期間中、本処分場の運営・維持管理に関連する損失や損害に備えて、第28条第1項の定めるところに従って付保された別紙6（保険）所定の種類及び内容の各保険を、乙の費用と責任で維持・更新するものとし、更新又は新規に付保することを要する保険については、その更新又は新規に付保する保険にかかる保険契約及び保険証券の内容に関し、甲の事前の確認を得るものとする。
- 2 前項の確認を甲に求める場合、乙は、更新又は新規に付保することを要する保険の保険

期間の開始日の10日前までに、当該保険の保険契約及び保険証券の写しを甲に提出するものとする。

第42条（緊急時の措置）

- 1 乙は、本処分場に事故が発生した場合その他通常の運営が不可能であるか又は著しく困難な緊急の事態が生じた場合、速やかに甲に連絡したうえ、運営マニュアルに従い、的確な復旧措置を講じるものとする。
- 2 運営マニュアルに想定されていない事態が生じた場合において、本処分場の運営方法を一時的に変更する必要等が生じたときは、乙は、甲の要請に従って合理的に協力するものとする。

第43条（運営・維持管理覚書）

本章に定めのない事項及び運営・維持管理業務の詳細等については、設計終了後協議会で定める運営・維持管理覚書において定めるものとする。

第2節 本処分場の運営

第44条（一般廃棄物等の受入）

- 1 乙は、運営期間において、運営マニュアルに従い、甲及び甲の住民から搬入される一般廃棄物等を本処分場にて受け入れるものとする。
- 2 乙は、甲の住民が搬入する一般廃棄物等を受け入れるにあたり、搬入者の運転免許証の確認など運営マニュアルに定められた方法により当該搬入者の住所等を確認するものとする。乙は、運営マニュアルに従った方法で搬入者が甲の住民であることを確認する限り、搬入者の住所確認について責任を負うことはないものとする。
- 3 乙は、運営期間中、甲の住民が搬入する一般廃棄物等を受け入れるにあたり、運営マニュアルの定めるところに従い、甲のために、甲が定める料金を、甲が定める方法で徴収して当該徴収後3日以内に甲に納付するものとし、また、当該搬入にかかる年月日時分、搬入者、一般廃棄物等の種類、積載重量、車両形式、車両番号、徴収料金その他必要な事項を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3（報告書等記載要領）第3項に従って月次料金徴収報告書を作成し、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに甲に提出するものとする。
- 4 甲は、甲の住民に対して、一般廃棄物等の分別に関する広報又は啓蒙活動を実施し、且つ、甲の一般廃棄物等の収集運搬業者に対して、直接又は間接に一般廃棄物等の収集、運搬について、適切な指導監督を行って、別紙12（搬入禁止物）所定の物品を含まない一般廃棄物等の分別、収集、運搬の実施に努めるものとする。

第45条（搬入監視）

- 1 乙は、甲又は甲の住民から搬入される一般廃棄物等について搬入監視を行うものとする。乙は、前項の定めにかかわらず、かかる搬入監視の過程で別紙12（搬入禁止物）所定のいずれかの物品を発見した場合には、その受入れを拒否するものとする。
- 2 甲が収集して本処分場に搬入した一般廃棄物について、乙が運営マニュアルに従い、且つ善良な管理者の注意義務をもって搬入監視を実施している限り、甲は、乙が発見できなかった搬入禁止物に起因して乙が被った損害を賠償するものとし、甲はかかる一般廃棄物等を甲の費用にて引き取るものとするが、それ以外の一般廃棄物等についてはこの限りでなく、乙は、自己の責任でこれを処分するものとする
- 3 乙が一般廃棄物等の受入れを拒否した結果生じた搬入者等とのトラブルの一切については、乙が運営マニュアルに従い、且つ善良な管理者の注意義務をもって搬入監視を実施していたと認められる限り、甲が責任をもって対処し、かかるトラブルにより乙が被った損害を賠償するものとする。

第46条（一般廃棄物等の埋立作業）

- 1 乙は、甲に対して、運営期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、前二条の定めるところに従って搬入監視を実施したうえで受け入れられる一般廃棄物等の埋立作業（以下「埋立作業」という）の当該事業年度における実施計画に関し、埋立作業計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、運営期間中、以下の各号所定の事項を遵守して、前項の定めるところに従って甲の確認が得られた各事業年度の埋立作業計画書に基づき、運営マニュアルに従い、埋立作業を実施するものとする。
 - (1) 埋立作業管理は、埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること
 - (2) ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止、及び景観等環境保全の対策を目的に、毎日埋立作業終了時に覆土等を施すこと。覆土等に用いる材料及びその厚みは、前述した機能が発揮できるよう十分考慮し、選定・設定すること
 - (3) 埋立状況を把握するため、年1回以上、埋立地内の測量を実施すること
 - (4) しゃ水工の損傷に配慮し、重機の走行（急激な切替し等）、しゃ水シート近辺での埋立作業に十分に注意すること
 - (5) 一般廃棄物等を計画的に順序良く埋立し、埋立作業場所の最小化に努めること
 - (6) [その他事業者提案図書による]
- 3 乙は、前項の定めるところに従って実施された埋立作業の結果を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3（報告書等記載要領）第4項第（1）号に従って月次埋立作業結果報告書を作成し、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、

また、事業年度毎に同第(2)号に従って年次埋立作業結果報告書を作成し、翌事業年度の最初の月の末日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)までに、甲に提出するものとする。

- 4 甲は、前項の定めるところに従ってなされる埋立作業の結果報告により、乙による本処分場の運営が第2項所定の遵守事項若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル又は別紙5(運営仕様等)に抵触していると認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営が第2項所定の遵守事項若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル又は別紙5(運営仕様等)に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第47条(浸出水処理)

- 1 乙は、甲に対して、運営期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、前条の定めるところに従って実施された埋立作業に伴う本処分場の浸出水処理のために必要とされる浸出水処理施設の運転(以下「浸出水処理施設運転」という)の当該事業年度における実施計画に関し、浸出水処理施設運転計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、運営期間中、以下の各号所定の事項を遵守して、前項の定めるところに従って甲の確認が得られた各事業年度の浸出水処理施設運転計画書に基づき、運営マニュアルに従い、浸出水処理施設運転を実施するものとする。
- (1) 公害防止基準を遵守した水質を確保すること
 - (2) 備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること
 - (3) 気象条件に適合した管理を行なうこと
 - (4) [その他事業者提案図書による]
- 3 乙は、前項の定めるところに従って実施された浸出水処理施設運転の結果を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3(報告書等記載要領)第5項第(1)号に従って月次浸出水処理施設運転結果報告書を作成し、翌月の5日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)までに、また、事業年度毎に同第(2)号に従って年次浸出水処理施設運転結果報告書を作成し、翌事業年度の最初の月の末日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)までに、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の定めるところに従ってなされる浸出水処理施設運転結果の報告により、乙による本処分場の運営が第2項所定の遵守事項若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル、別紙5(運営仕様等)又は別紙10(環境保全基準)に抵触していると認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営が第2項所定の遵守事項若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル、別紙5(運営仕様等)又は別紙10(環境保全基準)に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協

議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第48条（搬入管理）

- 1 乙は、甲に対して、運営期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、本処分場における埋立作業量の計量及び各種データの記録並びに集計その他の搬入管理(以下「搬入管理」という)の当該事業年度における実施計画に関する月次搬入管理計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、運営期間中、前項の定めるところに従って甲の確認が得られた各事業年度の搬入管理計画書を前提として、運営マニュアルに従い、第44条乃至第46条の定めるところに従って受け入れ、埋立作業を実施した一般廃棄物等に関し、搬入管理を行うものとする。
- 3 乙は、前項の定めるところに従って実施された搬入管理の結果を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3（報告書等記載要領）第6項第（1）号に従って月次搬入管理結果報告書を作成し、所定の添付書類を添えて、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、甲に提出するものとする。また、乙は、事業年度毎に同第（2）号に従って年次搬入管理結果報告書を作成し、翌事業年度の最初の月の末日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の定めるところに従ってなされる搬入管理の結果報告により、乙による本処分場の運営が第45条若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル又は別紙5（運営仕様等）に抵触していると認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営が第45条若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル又は別紙5（運営仕様等）に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第49条（環境管理）

- 1 乙は、甲に対して、運営期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、本処分場から排出される排水又は本処分場を発生源とする騒音、振動若しくは悪臭等が別紙10（環境保全基準）に適合するように措置する環境管理（以下「環境管理」という）の当該事業年度における措置計画に関する月次環境管理計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、運営期間中、前項の定めるところに従って甲の確認が得られた各事業年度の環境管理計画書を前提として、運営マニュアルに従って環境管理を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の定めるところに従って実施された環境管理の結果を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3（報告書等記載要領）第7項第（1）号に従って月次環境管理結果報告書を作成し、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、また、事業年度毎に同第（2）号に従って年次環境管理結果報告書を作成し、翌事業年度

の最初の月の末日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)までに、甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の定めるところに従って甲に提出された月次及び年次の環境管理結果報告書の全部又は一部を公表することができるものとする。

5 甲は、第3項の定めるところに従ってなされる環境管理の結果報告により、乙による本処分場の運営が運営マニュアル又は別紙10(環境保全基準)に適合していないと認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営が運営マニュアル又は別紙10(環境保全基準)に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第50条(処理対象物の変更等)

1 法令変更その他の事由により処理対象物の変更等があった場合、甲及び乙は、速やかに搬入禁止物、処理方法及び維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金等についての見直しの協議を行うための協議会を開催するものとする。この場合、第73条の適用を妨げない。

2 法令変更その他の事由により本処分場の運営のコストの減額が可能な場合、甲及び乙は、速やかに本契約の内容の変更及び甲の一般廃棄物等の維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金の減額についての協議を行うため、協議会を開催するものとする。この場合、第73条は適用されないものとする。

第3節 本処分場の維持管理

第51条(本処分場の維持管理)

乙は、本処分場が別紙7(維持管理基準)を満たした状態を維持するように、本契約の定めるところに従って本処分場の維持管理業務を行うほか、本処分場の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

第52条(本処分場の点検・更新)

1 乙は、甲に対して、別紙13(点検・更新・補修計画)を踏まえて、運営期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、本処分場の施設及び設備の状況が別紙7(維持管理基準)に適合するように確認し措置する点検・更新(以下「点検・更新」という)について、当該事業年度における実施計画に関する点検計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。

2 乙は、運営期間中、前項の定めるところに従って甲の確認が得られた各事業年度の点検計画書を前提として、運営マニュアルに従って、点検・更新を行い、備品、消耗品を交

換し、保守用機材を整備するほか、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、前項の定めるところに従って実施された点検・更新の結果を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3（報告書等記載要領）第8項第（1）号に従って月次点検結果報告書を作成し、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、また、事業年度毎に同第（2）号に従って年次点検結果報告書を作成し、翌事業年度の最初の月の末日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の定めるところに従ってなされる点検・更新の結果報告により、乙による本処分場の維持管理が運営マニュアル又は別紙7（維持管理基準）に適合していないと認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営が運営マニュアル又は別紙7（維持管理基準）に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第53条（本処分場の補修）

- 1 乙は、甲に対して、別紙13（点検・更新・補修計画）を踏まえて、運営期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、本処分場の施設及び設備の補修（以下「補修」という）について、当該事業年度における実施計画に関する年次補修計画書を、また、当該年次補修計画書所定の各補修の実施予定日の属する月毎に、当該月の前月10日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、当該月において実施される補修の具体的な実施計画に関する月次補修計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 運営期間において、前項の定めるところに従って甲の確認の得られた年次及び月次の補修計画書に記載されていない補修の必要が生じた場合には、乙は、その旨を速やかに甲に通知するものとし、当該通知後10日以内に当該補修の具体的な実施計画に関する個別補修計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- 3 乙は、運営期間中、前二項の定めるところに従って甲の確認が得られた年次及び月次又は個別の補修計画書に従って、補修を行うものとする。
- 4 乙は、前項の定めるところに従って実施された補修の結果を、実施された各補修毎に別紙3（報告書等記載要領）第9項第（1）号に従って個別補修結果報告書を作成し、当該補修完了後の10日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）以内に、また、事業年度毎に同第（2）号に従って年次補修結果報告書を作成し、翌事業年度の最初の月の末日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、甲に提出するものとする。
- 5 甲は、前項の定めるところに従ってなされる補修結果の報告により、乙による本処分場の維持管理が運営マニュアル又は別紙7（維持管理基準）に適合していないと認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営が運営マニ

マニュアル又は別紙 7 (維持管理基準) に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第 5 4 条 (本処分場の補修費用)

第 5 3 条の定めるところに従って実施された補修費用は、原則として維持管理基本料金に含まれているものとし、別紙 1 3 (点検・更新・補修計画) 所定の計画補修以外の補修についても、乙は、甲に対して、当該補修にかかる費用を別途請求することはできないものとする。但し、乙は、甲の責に帰すべき事由により本処分場の補修又は改良等が行われた場合には、乙は、甲に対して、当該補修又は改良等に要した費用の一切を別途請求することができるものとする。

第 4 節 甲による随時モニタリング

第 5 5 条 (運営・維持管理状況のモニタリング)

- 1 第 4 8 条の定めるところに従って乙が実施する搬入管理によるモニタリングに加え、甲は、運営期間中、本処分場が運営マニュアル、別紙 5 (運営仕様等) 及び別紙 7 (維持管理基準) に従って運営・維持管理されていることを確認するため、必要に応じて本処分場へ立ち入り、甲の費用で、必要と認めるヒアリング、データの確認、計測、検査その他必要な手段を用いて本処分場のモニタリングを随時行うことができるものとし、乙は、これに合理的な範囲で協力するものとする。
- 2 甲は、前項の定めるところに従って行われたモニタリングの結果、乙による本処分場の運営・維持管理が運営マニュアル、別紙 5 (運営仕様等) 又は別紙 7 (維持管理基準) に抵触していると認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の運営・維持管理が運営マニュアル、別紙 5 (運営仕様等) 又は別紙 7 (維持管理基準) に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第 5 6 条 (本処分場の環境モニタリング)

- 1 第 4 9 条の定めるところに従って乙が実施する環境管理によるモニタリングに加え、甲は、運営期間中、甲の費用で、本処分場から排出される排水及び本処分場を発生源とする騒音、振動若しくは悪臭等の別紙 1 0 (環境保全基準) 若しくは関係法令の求める基準への適合性又は本処分場の運営による周辺環境への影響を確認するために、本処分場及び周辺環境のモニタリングを随時行うことができるものとし、乙は、これに合理的な範囲で協力するものとする。
- 2 甲は、前項の定めるところに従って行われたモニタリングの結果、本処分場から排出される排水及び本処分場を発生源とする騒音、振動若しくは悪臭等が別紙 1 0 (環境保全基準) 若しくは関係法令の求める基準を満たさないと認める場合、又は本処分場の運営による周辺環境への重大な悪影響が生じていると認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間

を定めて改善措置を講ずることを，理由を付して命ずることができる。但し，かかる改善措置命令について，本処分場から排出される排水若しくは本処分場を発生源とする騒音，振動若しくは悪臭等が別紙 10（環境保全基準）若しくは関係法令の求める基準を満たさないと認める甲の判断又は本処分場の運営による周辺環境への重大な悪影響が生じていると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために，乙は，甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第 5 節 運営期間の終了

第 5 7 条（期限到来による終了）

- 1 運営期間は，運営期間終了予定日若しくは運営開始日から 10 年を経過した日である運営終了日又は次項の定めるところに従って延長された期間の末日をもって，終了するものとする。
- 2 運営終了予定日時点での累積の埋立総量が別紙 1（基本仕様等）所定の埋立総容量に達しないことが見込まれ，運営期間終了予定日以降においても，本処分場において，一般廃棄物等の受入，埋立が可能であると認められる場合には，甲及び乙は，協議により，（i）運営期間を延長するか，あるいは，（ii）本処分場が別紙 7（維持管理基準）及び別紙 10（環境保全基準）を満たしていることに関する保証書を乙が甲に対して提出することを条件として本契約を終了せしめるか，を決定するものとする。
- 3 前項の適用がある場合に，前項所定の（i）又は（ii）のいずれが決定されるかにかかわらず，甲は，かかる運営期間の延長に伴って生じる維持管理基本料金及び従量料金以外の名目の追加費用並びに本契約の終了に伴って乙が被る損害及び損失（逸失利益を含む）について，如何なる責任も負担しないものとする。

第 5 8 条（埋立不能による終了）

- 1 前条第 1 項の定めにかかわらず，運営終了予定日前に，累積の埋立総量が別紙 1（基本仕様等）第 1 項第（3）号所定の埋立容量に達することが判明した場合には，それを踏まえて甲と乙が協議して定めた日（本条において「早期運営終了日」という）をもって，運営期間が終了するものとする。
- 2 前項の定めるところに従って早期運営終了日が定められた場合であっても，甲は，別紙 14（支払日程等）第 1 項第（1）号所定の従前の支払日程に従って施設整備費の残額を乙に支払うものとし（但し，早期運営終了日が設定されたことによって，別紙 14（支払日程等）第 1 項第（1）号所定の支払日程に従って支払われる施設整備費が完済される以前に本契約が終了する場合，かかる本契約終了日から当初の本契約終了日までの期間について施設整備費に見込まれていた事業者の会社維持費用相当額が，早期運営終了日以降に支払われる割賦料金額から控除されるものとする），維持管理基本料金については，別紙 14（支払日程等）第 2 項第（1）号所定の従前の支払日程において早期運営終了日以降最初に到来する支払期日に，直前の支払期日の翌日から早期運営終了日までの期間に相当

する額が日割りで支払われるものとする。

第6章 管理期間における本処分場の管理業務

第59条（管理期間における本処分場の管理業務）

1 最終覆土業務

乙は、管理期間開始後速やかに、以下の各号所定の事項を遵守して即日覆土厚と合わせて植栽が可能なように1.5メートル以上の最終覆土を実施するものとする。

- (1) 最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さく且つ植生に適した土を用いること
- (2) 最終覆土の施工にあたっては、埋立地の開口部を覆い、転圧締固めを十分に行うこと
- (3) ガス抜き設備を設置し、草木等が枯れることのないように措置すること
- (4) [その他事業者提案図書による]

2 本処分場の管理

乙は、管理期間において別紙15（管理期間における管理要領）を遵守して、第47条の定めるところに準じて浸出水処理施設運転による浸出水処理を実施するほか、第5章第一節及び第三節の定めるところに準じて本処分場を維持管理を実施するものとする。

3 廃止にかかるモニタリング

- (1) 乙は、甲に対して、管理期間の各事業年度毎に、当該事業年度の開始前までに、環境等のモニタリングその他の本処分場の廃止のために必要となる行為（以下「廃止にかかるモニタリング」という）の当該事業年度における実施計画に関し、廃止にかかるモニタリング計画書を提出し、甲の確認を得るものとする。
- (2) 乙は、管理期間中、別紙15（管理期間における管理要領）を遵守して、前項の定めるところに従って甲の確認が得られた各事業年度の廃止にかかるモニタリング計画書に基づき、運営マニュアルに従い、廃止にかかるモニタリングを実施するものとする。
- (3) 乙は、前項の定めるところに従って実施された廃止にかかるモニタリングの結果を日報に記録して甲に報告するほか、月毎に別紙3（報告書等記載要領）第10項第（1）号に従って月次の廃止にかかるモニタリング結果報告書を作成し、翌月の5日（当該日が開庁日でない場合には翌開庁日）までに、また、事業年度毎に同第（2）号に従って年次の廃止にかかるモニタリング結果報告書を作成し、翌事業年度の最初の月の末日（当該日が開庁日でない

場合には翌開庁日)までに、甲に提出するものとする。

- (4) 甲は、前項の定めるところに従ってなされる廃止にかかるモニタリング結果の報告により、乙による本処分場の管理が本条若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル、別紙10(環境保全基準)又は別紙14(管理期間における本処分場の管理要領)に抵触していると認める場合には、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙による本処分場の管理が本条若しくはその他の本契約の規定、運営マニュアル、別紙10(環境保全基準)又は別紙14(管理期間における本処分場の管理要領)に抵触していると認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して協議会の開催を申し入れることができるものとする。

第7章 対価の支払い

第一節 総 則

第60条(対価の支払い)

本件事業にかかる乙の業務遂行の対価として、甲は、乙に対して、本章の定めるところに従って施設整備費、維持管理費及び管理料金を支払うものとする。

第61条(支払方法)

前条に基づく甲の乙に対する支払いは、乙の所定の銀行口座に対して振込送金してなされるものとする。なお、かかる振込送金にかかる手数料は、乙が負担するものとする。

第62条(遅延損害金)

甲の乙に対する支払いが支払期限までになされない場合、甲は、乙に対し、当該未払額に加え、支払期限の翌日(同日を含む)から支払済みの日(同日を含む)までの期間について、当該未払額の年3.6パーセントの割合による遅延損害金を年365日の日割計算で支払うものとする。

第二節 施設整備費

第63条(施設整備費の支払い)

- 1 施設整備費は、総額金_____円(税別)とし、国庫補助金が甲に交付された場合には、当該交付額相当額が建設一時支払金として別紙14(支払日程等)第1項第(1)号 所定の支払日程に従って支払われ、かかる建設一時支払金として乙に支払われた総額を初期投資費用金_____円(税別)から控除した残額が、当該残額を元本金額とする元利均等払いで同 所定の支払日程に従って支払われるものとする。但し、別紙14(支払日程等)第1項第(2)号所定の支払額の改定方法に従って物価変動等を踏まえて金額の改定がなされるものとし、この場合には、当該改定金額が支払

われるものとする。

- 2 甲及び乙は、別紙14(支払日程等)第1項第(1)号 所定の建設一時支払金の各支払金額が、本契約締結時点の水準で国庫補助金が国から交付されるものとして設定されていることを了解し、国庫補助金の交付基準額の変更等により、当該建設一時支払金の各支払金額と実際に交付された国庫補助金の金額に不一致が生じた場合には、甲及び乙は協議のうえで、甲が乙に支払いをなすべき別紙14(支払日程等)第1項第(1)号 所定の建設一時支払金及び割賦料の各支払金額を変更することができることを確認する。但し、この場合において、前項所定の初期投資費用を変更することはできないものとする。

第三節 運営期間における維持管理費

第64条(維持管理費の支払い)

- 1 運営期間における維持管理費は、維持管理基本料金と従量料金によって構成されるものとする。
- 2 維持管理基本料金は、半期あたり金_____円(税別)とし、別紙14(支払日程等)第2項第(1)号所定の支払日程に従って支払われるものとする。但し、同第(2)号所定の支払額の改定方法に従って物価変動等を踏まえて金額の改定がなされるものとし、この場合には、当該改定金額が支払われるものとする。
- 3 従量料金は、半期における一般廃棄物等の埋立作業量に応じ、1トンあたり金_____円(税別)が支払われるものとし、次条の定めるところに従って送付された請求書を甲が受領した後30日以内に、当該請求書所定の金額が支払われるものとする。この場合、埋立作業量については、10キログラム未満を四捨五入した量とするものとする。但し、別紙14(支払日程等)第3項所定の従量料金の改定方法に従って物価変動等を踏まえて1トンあたりの従量料金の改定がなされるものとし、この場合には、当該改定金額を基準として支払われるべき従量料金が算出されるものとする。
- 4 前二項の定めにかかわらず、維持管理費につき、別紙16(減額等の方法)第1項各号所定の事由に該当する場合には、同第2項第(2)号に従って減額又は支払停止がなされるものとする。

第65条(従量料金の請求手順)

- 1 乙は、半期毎に当該半期の終了後5日以内に、第48条第3項の定めるところに従って甲に提出される月次搬入管理結果報告書に基づき、当該半期における一般廃棄物等の埋立作業量にかかる乙の実績について記載した業務完了届を作成して甲に提出し、甲の確認を得るものとする。
- 2 甲は、業務完了届について、日報並びに月次及び年次の搬入管理報告書に照らし、指摘事項がある場合にはその内容と業務完了届に関して確認しない旨を、指摘事項がない場合には業務完了届に関して確認した旨を、業務完了届の受領日から10日以内に乙に通知す

る（本条において、前者を「不確認通知」といい、後者を「確認通知」という）。この場合、甲は、提出された業務完了届について、指摘事項がある場合でも条件を付して又はその一部に限定して確認することができ、指摘事項がない場合でも、それが日報並びに月次及び年次の搬入管理報告書に基づいていないことを指摘して確認しないことができるものとする。

- 3 業務完了届の受領日から10日が経過しても不確認通知又は確認通知がなされない場合は、乙は、甲に対して、書面による催告の通知を提出して応答を促すものとし、甲が当該催告通知の受領後5日経過後もなお、不確認通知又は確認通知が送付されないときは、当該業務完了届は甲によって確認されたものとみなされるものとする。
- 4 乙は、甲に提出した業務完了届について、第2項の定めるところに従って不確認通知を受領した場合、受領後5日以内に、当該業務完了届を改訂して、これを甲に再提出するものとする。但し、乙は、甲に対して、当該業務完了届が確認されなかったことについて、異議を申し立てることができるものとし、異議が申し立てられた場合には、その取り扱いが協議会において協議されるものとする。
- 5 乙は、甲からの指摘事項がある場合、指摘事項を十分に踏まえて業務完了届の補足、修正又は変更を行うものとする。この場合、乙は、補足、修正又は変更を経た業務完了届につき、改めて甲の確認を得るものとし、当該確認手続も前各項の例によるものとする。
- 6 乙は、甲の業務完了届の全部又は一部の確認を得た場合、これらに基づいて請求書を作成し、甲に従量料金の請求をなすものとする。なお、甲が業務完了届の一部のみを確認した場合には、乙は、かかる確認の範囲内においてのみ、従量料金の請求をすることができるものとする。

第四節 管理期間における管理料金

第66条（管理料金の支払金額）

- 1 管理料金は、半期あたり金_____円（税別）とし、別紙14（支払日程等）第4項第（1）号所定の支払日程に従って支払われるものとする。但し、同第（2）号所定の支払額の改定方法に従って金額の改定がなされた場合には、当該金額が支払われるものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、管理料金につき、別紙16（減額等の方法）第1項各号所定の事由に該当する場合には、同第2項第（2）号に従って減額又は支払停止がなされるものとする。

第8章 契約の終了

第67条（契約の終了）

本契約は、管理期間の満了をもって終了するものとする。

第68条（甲による契約の解除）

1 前条の定めにかかわらず，甲は，以下の各号のいずれかに該当する場合には，催告なくして本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が，設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても，設計又は建設工事に着手せず，相当期間を定めて甲が催告したにもかかわらず，当該遅延について，乙から，甲が満足すべき合理的な説明がない場合
- (2) 乙の責に帰すべき事由により，運営開始日が平成19年10月1日から起算して3ヶ月以上遅延したとき又はかかる3ヶ月以上の遅延が見込まれることが明らかな場合
- (3) 甲が，別紙16（減額等の方法）第2項第（3）号 所定の場合
- (4) 乙の責に帰すべき事由により，乙が本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合
- (5) 乙の責に帰すべき事由により，乙が本契約に定める債務を履行せず，且つ相当期間を定めて甲が催告したにもかかわらず，当該債務が履行されない場合
- (6) 乙の責に帰すべき事由により，本契約上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (7) 乙にかかる破産，会社更生，民事再生，会社整理若しくは特別清算のいずれかの手続について，乙の取締役会でその申立等を決議した場合若しくはその申立等がされた場合又は乙が支払不能若しくは支払停止となった場合
- (8) 第44条第3項の定めるところに従って甲に提出された月次料金徴収報告書における一般廃棄物等の積載重量又は徴収料金の記載に虚偽があった場合
- (9) 第65条の定めるところに従って甲に提出された業務完了届所定の半期における埋立作業量の記載に虚偽があった場合

2 乙は，前項各号所定の場合の該当性のほか，前条第（1）号又は第（5）号所定の場合には催告期間について，甲と協議するため，甲に協議会の開催を申し入れることができるものとする。

3 第20条第1項但書に記載された事態が判明したときは，甲は，乙と協議のうえで，本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

第69条（乙による契約の解除）

1 第67条の定めにかかわらず，乙は，以下の各号のいずれかに該当する場合には，催告なくして本契約を解除できるものとする。

- (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務について，期限後60日以内に履行しなかった場合

(2) 甲の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となった場合

- 2 前項各号に掲げる場合を除き、甲の責に帰すべき事由により、甲が本契約に基づく甲の義務を履行しない場合には、乙は、30日以上60日以下の期間で当該不履行を治癒するのに必要な合理的期間を設けて催告を行うものとし、当該催告期間内に改善されないときは、甲に通知することにより本契約の全部又は一部を解除できるものとする。
- 3 第9条第3項但書に記載された事態が判明したときは、乙は、甲と協議のうえで、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

第70条（契約終了時の措置）

- 1 前三条又は第75条若しくは第77条の定めるところに従って本契約が終了した場合、甲の別段の指示等がない限り、乙は、別紙9（移管等の手続き）所定の手続きにより、自己の責任と費用で、自己所有にかかる物件を撤去して事業用地を取り片付けるなど必要な措置を講じたうえで、甲に対し、本処分場を移管し又は明け渡すものとする。
- 2 甲は、前二条の定めるところに従って本契約が早期に終了した場合において、前項の定めるところに従って本処分場（建設中にあつては甲による出来高検査を経て甲が移管を受けることを決定した出来高部分）の移管又は明渡を受けるにあたり、以下の定めに従うものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由による契約終了の場合

契約終了が本処分場の建設工事完工前の場合

甲は、乙に対して、出来高相当額の金員を支払うことを約して、乙から本処分場の移管を受けるものとする。この場合、乙は、甲に対して、施設整備費の総額の10%の金額の金員を違約金として支払うものとする。なお、出来高相当額が当該違約金よりも高額なときは、甲は、出来高相当額から当該違約金額を控除した額を乙に支払うことで、本処分場の移管を受けることができ、出来高相当額が当該違約金よりも少額な時は、乙は、本処分場の移管を受けた後、その差額を甲に支払うものとする。別紙6（保険）第1項第(1)号所定の履行保証保険の被保険者が甲である場合、甲が受領した保険金は本 の違約金に充当するものとする。

契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、乙に対して、施設整備費の総額の90%を、別紙14（支払日程等）第1項第(1)号所定の支払日程で同号所定の各割賦料の金額の90%をそれぞれ支払うことを約して、乙から本処分場の移管又は明渡を受けるものとする。

(2) 甲の責めに帰すべき事由による契約終了の場合

契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、出来高相当額の支払いを約することによって本処分場の移管を受けるも

のとする。なお、乙は、甲に対して、本契約の解除によって乙に生じた損害につき賠償請求できるものとする。

契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、施設整備費の総額の未払部分を、別紙14（支払日程等）第1項第（1）号所定の支払日程等で支払うことを約して、本処分場の移管又は明渡を受けるものとする。なお、乙は、甲に対して、本契約の解除によって乙に生じた損害につき賠償請求できるものとする。

(3) 甲及び乙のいずれの責めに帰すことができない事由による契約終了の場合

契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、出来高相当額の支払いを約することによって本処分場の移管を受けるものとする。なお、第6項の補償金を除き、甲及び乙は、相手方に対して、一切の損害賠償、補償金等の請求はできないものとする。

契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、施設整備費の総額に相当する金額の総額の未払部分を、別紙14（支払日程等）第1項第（1）号所定の支払日程等で支払うことを約して、本処分場の移管又は明渡を受けるものとする。

- 3 前項の移管又は明渡にあたり、乙は、移管又は明渡が完了するまで、自らの費用負担で、本処分場又はその出来高部分につき、必要最小限の維持保全に努めるものとする。但し、第75条及び第77条の定めにより本契約が解除される場合は、かかる維持保全の費用は甲が負担するものとする。なお、契約終了が本処分場建設工事完工後の場合において、本処分場の補修を要するとき、甲は、自ら又は第三者をして本処分場の補修を実施することができるものとし、甲が乙に支払うべき施設整備費から当該補修に要した費用（但し、乙の責めに帰すべき事由によらない費用は除く）の額を控除して施設整備費を支払うことができるものとする。
- 4 第2項の移管にあたり、甲が乙に対して支払うべき出来高相当額の支払いは、残存する運営期間を支払期間とする半年毎の元利均等分割払いで行うものとする。この場合、甲は、乙に対して、新しい支払日程等を策定して速やかに送付するものとし、甲は、かかる新しい支払日程等に従って支払いをなすものとする。
- 5 第2項の移管又は明渡にあたり、乙又はその他の被保険者が別紙6（保険）第1項所定の各保険（但し、工事保険、火災保険その他本施設の損壊、滅失、機能喪失等を保険金支払事由とする保険に限るものとする）に基づいて保険金を請求しうる場合には、甲は、甲が同項の定めに基づき支払うべき金額から当該保険金額相当額を控除した金額（その値が負となる場合には、0円とする）を支払うものとする。
- 6 甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により本契約が終了する場合には、契約の終了に伴い乙が支出した費用のうちやむを得ないものについては、甲は補償金として、当該費用相当額を乙に支払うものとする。

- 7 甲は、乙に対して、本契約の定めるところに従って本契約が途中で終了する場合には、第65条の所定の請求手続を経てなされる乙の請求に基づき、未払いにかかる埋立作業を施した一般廃棄物等の業務に対する従量料金に未払いの期間の維持管理基本料金を日割精算した額を加算して支払うものとする。但し、第64条第4項の定めるところに従って減額又は支払停止の措置が実施された場合には、当該措置に従うものとする。

第9章 補償及び損害賠償

第71条（乙に対する補償及び損害賠償責任）

- 1 乙は、甲に対して、甲の責に帰すべき事由により、運営開始日が平成19年10月1日より遅れた場合には、かかる始期の遅れによって乙が被る相当因果関係の範囲内の損害の賠償を請求できるものとする。
- 2 乙は、甲に対して、前項の適用が認められる場合及び本契約に別段の定めがある場合を除き、甲の本契約上の義務の不履行が認められる場合には、かかる義務の不履行によって乙が被る当該債務不履行と相当因果関係にある損害の一切を賠償請求できるものとする。

第72条（甲に対する補償及び損害賠償責任）

- 1 甲は、乙に対して、甲の責に帰すべき事由、不可抗力及び法令変更以外の事由により、運営開始日が平成19年10月1日より遅れた場合には、かかる始期の遅れによって甲が被る相当因果関係の範囲内の損害の賠償を請求できるものとする。
- 2 甲は、乙に対して、前項の適用が認められる場合及び本契約に別段の定めがある場合を除き、乙の本契約上の義務の不履行が認められる場合には、かかる義務の不履行によって甲が被る当該債務不履行と相当因果関係にある損害の一切を賠償請求できるものとする。

第73条（第三者に対する補償及び損害賠償責任）

- 1 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が、自らの責めに帰すべき事由により、本契約上の義務の履行に関連して第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。また、甲が、自らの責めに帰すべき事由により、本契約上の義務の履行に関連して第三者に損害を及ぼした場合、甲は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業の遂行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水等の事由により第三者に損害が生じた場合には、乙が、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。
- 3 前二項の定めるところに従って乙が第三者に対して損害賠償をするべき場合において、甲が第三者から損害賠償請求を受けたときには（甲が、第三者に対して、本処分場の所有者として、損害賠償の責任を負担する場合で、本処分場の設置、運営・維持管理につき乙に帰責性が認められるときを含むがこれらに限られない）、乙は、かかる第三者からの請

求又は紛争により甲が負担した費用及び損害について、乙の責任に相当する額の補償を甲に対して行うものとする。また、甲に帰責性が認められる事由により第三者に損害が生じた場合において、乙が第三者から損害賠償請求を受けたときは、甲は、かかる第三者からの請求又は紛争により乙が負担した費用及び損害について、甲の責任に相当する額の補償を乙に対して行うものとする。

第10章 法令変更等

第74条（法令変更等）

1 本契約の期間中に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本処分場について別紙1（基本仕様等）及び事業者提案図書に記載された仕様及び条件に従った建設が不可能となったとき、本処分場について別紙5（運営仕様等）及び事業者提案図書に記載された運営仕様に従った運営を行うことができなくなったとき、又は本契約及び入札関係書類に定められた要求水準を満たすために追加の費用を要するときは、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

- (1) 乙が受けることとなる影響
- (2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、別紙5（運営仕様等）若しくはその他の本契約の変更又はその他の報告された事態に対応するための措置並びに追加費用の負担及び支払方法について、速やかに協議会において協議するものとする。

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に（法令変更にあつては、公布の日から60日を経過する日又は施行の日のいずれか遅い方の日までに）前項の定めに基づく協議会の協議が整わない場合は、以下の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる当事者が追加費用を負担するものとする。

- (1) 本件事業に直接関係する法令等の変更の場合及び乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合 甲
- (2) その他 乙

4 前項第1号の本件事業に直接関係する法令等の変更の場合には、次の各号を含むものとする。

- (1) 乙に対して新たに賦課される課税
- (2) 環境保全基準（別紙10（環境保全基準）所定の各基準を含むがそれらに限られない）の変更

5 前三項の定めるところに従って甲が追加費用を負担する場合は、当該追加費用は、施設整備費の改定によって賄われるものとする。

- 6 法令変更により、別紙5（運営仕様等）若しくはその他の本契約の変更が可能となり、かかる変更によって施設整備費又は維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金の減額が可能な場合、及び、第4項第（1）号所定の乙に対して新たに賦課される課税の変更により乙が納付すべき税金が減額された場合、甲及び乙は協議会の協議により別紙5（運営仕様等）又はその他の本契約の変更に必要な変更を行い、施設整備費又は維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金を減額するものとする。この場合において、協議が整わないときには、甲が合理的に本契約又は別紙5（運営仕様等）に必要な変更を行い、施設整備費又は維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金を調整し、乙はこれに従うものとする。
- 7 本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む）が生じた場合、甲及び乙は、施設整備費又は維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等の見直しのために協議会において協議を行うものとし、当該協議の結果に従って、施設整備費又は維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金を調整するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が合理的に施設整備費又は維持管理基本料金若しくは従量料金又は管理料金を調整し、乙はこれに従うものとする。

第75条（法令変更等による解除）

- 1 本契約の締結後に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本件事業の継続が不能となったとき又は甲が本件事業の継続に過分の費用を要し、且つ、協議会による協議により本契約が変更されないときは、甲は、本契約を解除できるものとする。
- 2 乙は、融資機関との間で、前項の協議に融資機関を出席させることを甲に申し入れることができるものとし、甲は、当該申し入れを尊重するものとする。

第11章 不可抗力

第76条（不可抗力）

- 1 甲又は乙は、不可抗力により本契約の履行が不可能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めるものとする。
- 2 契約期間中に、不可抗力により甲若しくは乙が本契約の履行ができなくなった場合又は事業用地若しくは本処分場（本処分場が建設中の場合を含む）に重大な損害を生じた場合は、甲及び乙は、本契約の変更並びに追加費用の負担及び支払方法について協議会において協議を行うものとする。
- 3 不可抗力が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の定めによる協議が整わない場合は、以下の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる当事者が追加費用を負担するものとする。

- (1) 整備期間中に不可抗力が生じた場合、追加費用額が同期間中の累計で、100万円に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については、甲が負担するものとする。但し、乙又はその他の被保険者が不可抗力により別紙6(保険)第1項所定の各保険(但し、工事保険、火災保険その他本施設の損壊、滅失、機能喪失等を保険金支払事由とする保険に限るものとする)の保険金を受領した場合、本項前段の定めにより乙が負担すべきこととなる金額を当該保険金額相当額から控除した金額(その値が負となる場合には、0円とする)を、甲の負担額から控除するものとする。
- (2) 運営期間又は管理期間中に不可抗力が生じた場合には、追加費用額が一事業年度につき累計で、100万円に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については、甲が負担するものとする。但し、乙又はその他の被保険者が不可抗力により別紙6(保険)第1項所定の各保険(但し、工事保険、火災保険その他本施設の損壊、滅失、機能喪失等を保険金支払事由とする保険に限るものとする)の保険金を受領した場合、本項前段の定めにより乙が負担すべきこととなる金額を当該保険金額相当額から控除した金額(その値が負となる場合には、0円とする)を、甲の負担額から控除するものとする。

4 前二項の定めに基づいて甲に追加費用の負担が生じた場合は、施設整備費の改定により賄うものとする。

第77条(不可抗力による解除)

- 1 不可抗力事由が7日以上継続する場合において、甲若しくは乙が本契約を履行することができないとき又は本契約の履行に過分の費用を要し、且つ、協議会による協議により本契約が変更されないときは、甲は、本契約を解除できるものとする。
- 2 乙は、融資機関との間で、前項の協議に融資機関を出席させることを甲に申し入れることができるものとし、甲は、当該申し入れを尊重するものとする。

第12章 雑 則

第78条(公租公課の負担)

本契約及び本件事業の実施に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

第79条(秘密の保持)

- 1 甲及び乙は、本契約の交渉及び履行過程において相手方より開示された秘密情報(以下、「秘密情報」という)につき、本契約の目的のために必要な範囲で自らの弁護士、税理士、公認会計士、各種アドバイザー等の専門家又は出資若しくは融資を検討している者(及びその者の弁護士、税理士、公認会計士、各種アドバイザー等の専門家)に開示する場合を除き、相手方の同意なく、第三者に対して秘密情報を開示又は漏洩し、本契約の目的

以外に利用しないものとする。但し、法律、政令、規則、条例若しくは甲の町議会の要請又は官公署の命令等により開示を要請された場合には、当該要請に必要な限りで開示することができるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号所定のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外され、前項の適用を受けないものとする。

- (1) 相手方から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
- (3) 相手方から提供又は開示された時点で、自己において既に相手方に対して秘密保持義務を負うことなく、保有していた情報
- (4) 法律若しくは契約に違反することなく又は秘密保持義務を負うことなく第三者から提供若しくは開示された情報

第80条（計算書類の提出）

乙は、各事業年度の終了後3ヶ月以内に、公認会計士資格を有する者による監査を受けた貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案若しくは損失処理案並びにこれらの附属明細書を甲に提出するものとする。

第81条（融資機関との協議等）

甲は、融資機関と、双方の通知事項、担保の実行等について協議をし、協定等を締結することができる。

第82条（新株等の発行）

乙は、新株又は新株予約権を発行する場合は、甲の事前の承諾を得るものとする。

第83条（甲による債務の負担）

本契約の締結後に甲が本契約の定めるところに従って新たに債務を負担する場合、甲は予算の定めるところのほか、適用ある法令及び条例の定める手続に従って当該債務を履行し、これを支払うものとする。

第84条（甲の支払い）

甲が本契約の定めるところに従って金員の支払いを行う場合において、乙が甲に対して既に履行期の到来した金銭債務を負担しているときは、対等額をもって相殺し、甲は、当該金銭債務の金額を控除した残額を乙に支払うことができる。

第85条（請求、通知等の様式その他）

1 本契約に関する甲乙間の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、本契約に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。なお、本契約の定めるところに従って

乙が甲に提出する請求書，通知書，計画書，報告書その他の書面並びに図面（記憶媒体に保存された電子ファイル形式のものを含む）については，甲に対する提出をもってその著作権も甲に対して譲渡されるものとし，その著作権者人格権についても，乙は，それが甲に対して主張，行使等されないように責任をもって措置するものとする。

- 2 本契約の履行に関して，甲乙間で用いる言語は，日本語とする。
- 3 本契約の履行に関して用いられるべき計量単位は，本契約に別段の定めがある場合を除き，計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 4 本契約における期間の定めについては，本契約に別段の定めがある場合を除き，民法（明治29年法律第89号）及び商法の定めるところによる。

第86条（通貨及び端数処理）

- 1 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は，日本円とする。
- 2 本契約に基づく金銭債務の額の算定にあたり，小数点以下はこれを切り捨てるものとする。

第87条（解釈）

甲が本契約の定めるところに従って書類の受領，通知若しくは立会いを行い，又は説明若しくは報告を求め若しくは受けたことをもって，甲が乙の責任において行うべき建設，運営・維持管理等の業務全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

第88条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は，日本国の法令が適用され，日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 本契約に関連する紛争は，旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし，甲及び乙は，同裁判所の専属的管轄に服するものとする。

第89条（疑義についての協議）

本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については，甲乙協議のうえ，これを定めるものとする。

（以下余白）

別紙 1 基本仕様等

1. 本処分場

- (1) 埋立構造 : 準好気性埋立構造
(2) 埋立方式 : セル方式
(3) 埋立容量 : 189,000 m³
但し, 上記容量は, 廃棄物容量とし, 即日覆土, 中間覆土, 最終覆土の覆土量は含まれない。

- (4) 埋立対象 : 次の一般廃棄物及び産業廃棄物

1) 一般廃棄物

中間処理残渣 (バイオガス化による処理残渣: 平成24年度より搬入予定)

直接埋立

- ・ 収集可燃・粗大
- ・ 収集不燃
- ・ 家庭系直接搬入ごみ・可燃及び事業系許可業者ごみ・可燃
- ・ 家庭系直接搬入ごみ・不燃及び事業系許可業者ごみ・不燃
- ・ 事業系直接搬入
- ・ 事業系その他

2) 産業廃棄物

事業所汚泥

下水道汚泥

下水道焼却灰

焼却残渣等

動植物性残渣

ただし, 汚泥に関しては大部分を有機性汚泥とする。

- (5) その他 : [事業者提案図書による]

2. 貯留構造物

- (1) 最終処分場に埋め立てた廃棄物の流出や崩壊を防ぎ, 安全に貯留できる構造であること
(2) 前号のほか, 環境基本法, 廃掃法, 水質汚濁防止法, 河川法, 砂防法, 森林法, 廃棄物最終処分場性能指針, ダイオキシン類対策特別措置法, 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領, その他関係法令の求める基準を満たす構造であり, 且つ性能を発揮できるものであること
(3) [事業者提案図書による]

3. シャ水工

- (1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和53年総理府・厚生省令第1号)の一部を改正する命令(平成10年総理府・厚生省令第2号)所定の「シャ水工に関する構造基準」の各基準を満足する構造であること
- (2) 前号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令の求める各基準を満たす構造であり、且つ性能を発揮できるものであること
- (3) [事業者提案図書による]

4. 浸出水(保有水)等の集排水設備

- (1) 「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号、以下同じ)の所定の浸出水等の集排水に関する各基準を満たす構造であり、且つ性能を発揮できるものであること
- (2) 環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令の求める各基準を満たす構造であり、且つ性能を発揮できるものであること
- (3) [事業者提案図書による]

5. 発生ガスの排除設備

- (1) 「廃棄物最終処分場性能指針」の所定の発生ガスに関する各基準を満たす構造であり、且つ性能を発揮できるものであること
- (2) 環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令の求める各基準を満たす構造であり、且つ性能を発揮できるものであること
- (3) [事業者提案図書による]

6. 浸出水処理施設

- (1) 本処分場で発生する浸出水を計画水質に処理する能力を有すること
- (2) 水質項目については、「排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年施行)」、「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号)所定の基準を満たす構造であり、且つ性能を発揮できるものであること
- (3) SSの基準値については、10mg/L以下であること
- (4) 前項各号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備

備の計画・設計要領，その他関係法令の求める基準を満たす構造であり，且つ性能を發揮できるものであること

(5) [事業者提案図書による]

7 . 浸出水調整池

(1) 計画した浸出水処理設備の処理能力に適合するように，浸出水の量及び水質を調整できる構造であること

(2) 環境基本法，廃掃法，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，廃棄物最終処分場性能指針，ダイオキシン類対策特別措置法，廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領，その他関係法令の求める各基準を満たす構造であり，且つ性能を發揮できるものであること

(3) [事業者提案図書による]

以 上

別紙 2 施工前提出書類

1. 実施設計書類

名称	仕様	部数
実施設計図（土木，建築（工種別並びに施設本体，電気及び設備）及びプラント（機械，電気）のそれぞれに関する実施設計図）	見開き A 1 版製本で作成提出する	各 6 部
	見開き A 3 版製本で作成提出する	各 1 0 部
	C D - R O M ， D V D - R O M その他甲の指定する記憶媒体に保存された電子ファイルで作成提出する	1 式
設計計算書	実施設計図の設計にかかる計算書を作成提出する	各 6 部
数量計算書	実施設計図の数量にかかる計算書を作成提出する	各 6 部
確認資料	設計が入札関係図書及び事業者提案図書を満足していることが確認できる資料を作成提出する	6 部
設計根拠資料	上記各書類の作成にあたって根拠とした資料を提出する	各 6 部
その他資料	甲が別途指定する設計関連資料を作成提出する	各 6 部

2. 施工計画書類

名称	仕様	部数
施工体制表	各工程責任者，人員配置，配置人員の技能，交代体制その他別途甲が指定する事項を記載して提出する	6 部
施工工程表	各工種別に整理されたバーチャート工程表その他別途甲が指定する事項を記載して提出する	6 部
施工計画書	施工要領，材料・仕様，品質管理，安全管理，写真記録，検査・試験計画その他別途甲が指定する事項を記載して提出する	6 部
その他資料	甲が別途指定する設計関連資料を作成提出する	各 6 部

以 上

別紙 3 報告書等記載要領

本契約の定めるところに従って作成され、甲に提出される各報告書の記載要領は、次の各項の定めるところとする。

1. 日報

(1) 整備期間における日報

1) 記載項目

作業内容
試験記録
資材搬入記録
車両搬出入記録
建設資材等処分記録
環境測定記録
その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：

1週間分をまとめて翌週の月曜日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)に提出するものとする。
甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 運営期間における日報

1) 記載項目

一般廃棄物等の受入総量・種類別量・搬入者別量
一般廃棄物等の埋立作業総量・種類別量・搬入者別量
料金徴収結果(日時分,搬入者,一般廃棄物等の種類,積載重量,車両形式,車両番号,徴収料金,その他必要な事項)
埋立作業結果(作業時間,埋立箇所,即日覆土の確認,組成分析・埋立ガス等の測定結果(実施した場合)その他必要な事項)
浸出水処理施設運転結果(処理量,処理水質(自動計測可能な事項),流入量,原水質(自動計測可能な事項),予備品・消耗品の購入記録,薬品等の使用記録
その他必要な事項)
搬入管理結果(搬入の日時分,搬入者,一般廃棄物等の種類,積載重量,車両形式,車両番号,搬入拒絶した搬入禁止物の種類・量その他必要な事項)
環境管理結果(浸出水,浸出水処理水,地下水,粉じん,騒音,振動,悪臭等の環境に関する測定方法・測定結果その他必要な事項)
点検・更新結果(施設及び設備の点検・更新箇所,点検・更新内容,点検・更新結果,点検・更新時間,予備品及び消耗品の購入記録その他必要な事項)
その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他:

1週間分をまとめて翌週の月曜日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)に提出するものとする。

甲の別途指示する要領に従うものとする。

(3) 管理期間における日報

1) 記載項目

廃止にかかるモニタリング結果(浸出水,地下水,浸出水処理水,埋立ガス,温度等の環境その他必要な事項に関するモニタリング結果)

浸出水処理施設運転結果(処理量,処理水質(自動計測可能な事項),流入量,原水質(自動計測可能な事項),予備品・消耗品の購入記録,薬品等の使用記録その他必要な事項)

点検・更新結果(施設及び設備の点検・更新箇所,点検・更新内容,点検・更新結果,点検・更新時間,予備品及び消耗品の購入記録その他必要な事項)

覆土作業状況(作業時間,埋立状況その他必要な事項)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所:甲の別途指定する担当課

3) その他:

1週間分をまとめて翌週の月曜日(当該日が開庁日でない場合には翌開庁日)に提出するものとする。

甲の別途指示する要領に従うものとする。

2. 建設工事報告

(1) 月間工事進捗状況報告書

1) 記載項目

工程管理状況

作業時間等作業状況

品質管理状況

安全管理状況

環境測定記録

その他甲の指示する事項

2) 添付書類

工事進捗写真

3) 提出場所:甲の別途指定する担当課

4) その他:甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 工事实績報告書

1) 記載項目

当該事業年度における工事の進捗状況(工程管理状況,作業時間等作業状況,品

質管理状況，安全管理状況，環境測定記録）
 それまでの建設工事に関するとりまとめ
 その他甲の指示する事項

2) 添付書類

下表の要領で各添付書類を提出する。

名称	仕様	部数
出来高図（工種及び土木，建築（施設本体，電気，設備）及びプラント（機械，電気）のそれぞれに関する実施設計図）	見開き A 1 版製本で作成提出する	各 5 部
	見開き A 3 版製本で作成提出する	各 1 0 部
	C D - R O M ， D V D - R O M その他 甲の指定する記憶媒体に保存された電子ファイルで作成提出する	1 式
出来高数量	出来高数量にかかる計算書を作成提出する	各 5 部
検査及び試験成績書	工事期間中に実施された検査及び試験成績を記録した書類を作成提出する	5 部
品質管理記録	各施設の施工に関する品質管理結果を記録した書類を作成提出する	5 部
工事記録写真	工事状況を撮影した写真を提出する	5 部
その他資料	甲が別途指定する設計関連資料を作成提出する	各 5 部

3) 提出場所：甲の別途指定する担当課

4) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

3. 月次料金徴収報告書

1) 記載項目

当該月における日毎の料金徴収結果（搬入者，一般廃棄物等の種類，積載重量，徴収料金その他日報記載事項）

当該月における料金徴収結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目（日報の結果を一覧表にし，月次の総計を記載する）

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

4. 埋立作業結果報告書

(1) 月次

1) 記載項目

当該月における日毎の埋立作業結果(埋立箇所,埋立箇所毎の埋立量・残存埋立容量,覆土状況,組成分析・埋立ガス等の測定結果(実施した場合)その他日報記載事項)

当該月における埋立作業結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(日報の結果を一覧表にし,月次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の埋立作業結果(埋立箇所,埋立箇所毎の埋立量・残存埋立容量,覆土状況,組成分析・埋立ガス等の測定結果(実施した場合)その他日報記載事項)

当該事業年度における月毎の埋立作業結果(埋立箇所,埋立箇所毎の埋立量・残存埋立容量,覆土状況,組成分析・埋立ガス等の測定結果(実施した場合)その他月次報告書記載事項)

当該事業年度における埋立作業結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(日報及び月次報告書の結果を一覧表にし,年次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

5. 浸出水処理施設運転結果報告書

(1) 月次

1) 記載項目

当該月における日毎の浸出水処理施設運転結果(処理量,処理水質(自動計測可能な事項),流入量,原水質(自動計測可能な事項),予備品・消耗品の購入記録,薬品等の使用記録その他日報事項)

当該月における浸出水処理施設運転結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(日報の結果を一覧表にし,月次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

- 2) 提出場所：甲の別途指定する担当課
- 3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の浸出水処理施設運転結果(処理量,処理水質(自動計測可能な事項),流入量,原水質(自動計測可能な事項),予備品・消耗品の購入記録,薬品等の使用記録その他日報記載事項)

当該事業年度における月毎の浸出水処理施設運転結果(処理量,処理水質(自動計測可能な事項),流入量,原水質(自動計測可能な事項),予備品・消耗品の購入記録,薬品等の使用記録その他月次報告書記載事項)

当該事業年度における浸出水処理施設運転結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(日報及び月次報告書の結果を一覧表にし,年次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

- 2) 提出場所：甲の別途指定する担当課
- 3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

6. 搬入管理結果報告書

(1) 月次

1) 記載項目

当該月における日毎の搬入管理結果(搬入された一般廃棄物等の種類・量,搬入拒絶した搬入禁止物の種類・量その他日報記載事項)

当該月における搬入管理結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(日報の結果を一覧表にし,月次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

- 2) 提出場所：甲の別途指定する担当課
- 3) 添付書類：
埋立地内景観写真
本処分場の全景,埋立状況,即日覆土状況その他本処分場の状況が確認できる写真に,当該写真の撮影者,撮影日時,撮影場所及びその他撮影状況に関する説明書を添えて提出する。
- 4) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の搬入管理結果(搬入された一般廃棄物等の種類・量 , 搬入拒絶した搬入禁止物の種類・量その他日報記載事項)

当該事業年度における月毎の搬入管理結果(搬入された一般廃棄物等の種類・量 , 搬入拒絶した搬入禁止物の種類・量その他月次報告書記載事項)

当該事業年度における搬入管理結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目 (日報及び月次報告書の結果を一覧表にし , 年次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所 : 甲の別途指定する担当課

3) その他 : 甲の別途指示する要領に従うものとする。

7 . 環境管理結果報告書

(1) 月次

1) 記載項目

当該月における日毎の環境管理結果 (浸出水 , 浸出水処理水 , 地下水 , 粉じん , 騒音 , 振動 , 悪臭等の環境に関する測定方法・測定結果その他日報記載事項)

当該月における環境管理結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目 (日報の結果を一覧表にし , 月次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所 : 甲の別途指定する担当課

3) その他 : 甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の環境管理結果 (浸出水 , 浸出水処理水 , 地下水 , 粉じん , 騒音 , 振動 , 悪臭等の環境に関する測定結果その他日報記載事項)

当該事業年度における月毎の環境管理結果 (浸出水 , 浸出水処理水 , 地下水 , 粉じん , 騒音 , 振動 , 悪臭等の環境に関する測定結果その他月次報告書記載事項)

当該事業年度における環境管理結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目 (日報及び月次報告書の結果を一覧表にし , 年次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所 : 甲の別途指定する担当課

3) その他 : 甲の別途指示する要領に従うものとする。

8. 点検結果報告書

(1) 月次

1) 記載項目

当該月における日毎の点検・更新結果（施設及び設備の点検・更新箇所，点検・更新内容，点検・更新結果，点検・更新時間その他日報記載事項）

当該月における点検・更新結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目（日報の結果を一覧表にし，月次の総計を記載する）

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の点検・更新結果（施設及び設備の点検・更新箇所，点検・更新内容，点検・更新結果，点検・更新時間，予備品及び消耗品の購入記録その他日報記載事項）

当該事業年度における月毎の点検・更新結果（施設及び設備の点検・更新箇所，点検・更新内容，点検・更新結果，点検・更新時間，予備品及び消耗品の購入記録その他月次報告書記載事項）

当該事業年度における点検・更新結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目（日報及び月次報告書の結果を一覧表にし，年次の総計を記載する）

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

9. 補修結果報告書

(1) 個別

1) 記載項目

補修の実施日

補修業者

補修にかかる要領（施設及び設備の補修箇所，補修内容その他必要な事項）
実施された補修にかかる補修結果（施設及び設備の補修箇所，補修内容，補修結果，補修時間，施設及び設備の試運転結果，補修費用，補修部品の購入記録その他必要な事項）

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の補修結果(施設及び設備の補修・更新箇所, 補修・更新内容, 補修・更新結果, 補修・更新時間, 施設及び設備の試運転結果, 予備品, 消耗品及び補修部品の購入記録その他必要な事項)

当該事業年度における月毎の補修結果(施設及び設備の補修・更新箇所, 補修・更新内容, 補修・更新結果, 補修・更新時間, 施設及び設備の試運転結果, 予備品, 消耗品及び補修部品の購入記録その他必要な事項)

当該事業年度における補修結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(補修後の補修結果報告書の結果を一覧表にし, 年次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

10. 廃止にかかるモニタリング結果報告書

(1) 月次

1) 記載項目

当該月における日毎の廃止にかかるモニタリング結果(浸出水, 地下水, 浸出水処理水, 埋立ガス, 温度等の環境その他必要な事項に関するモニタリング結果及びその他日報記載事項)

当該月における廃止にかかるモニタリング結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目(日報の結果を一覧表にし, 月次の総計を記載する)

その他甲の指示する事項

2) 提出場所：甲の別途指定する担当課

3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

(2) 年次

1) 記載項目

当該事業年度における日毎の廃止にかかるモニタリング結果(浸出水, 地下水, 浸出水処理水, 埋立ガス, 温度等の環境その他必要な事項に関するモニタリング結果及びその他日報記載事項)

当該事業年度における月毎の廃止にかかるモニタリング結果(浸出水, 地下水, 浸出水処理水, 埋立ガス, 温度等の環境その他必要な事項に関するモニタリング結果及びその他月次報告書記載事項)

当該事業年度における廃止にかかるモニタリング結果のとりまとめ

別途甲が指定する総計が必要な項目（日報及び月次報告書の結果を一覧表にし、
年次の総計を記載する）
その他甲の指示する事項

- 2) 提出場所：甲の別途指定する担当課
- 3) その他：甲の別途指示する要領に従うものとする。

以 上

別紙 4 全体工事工程表

- 1 . 生活環境影響調査完了予定日：平成 1 7 年 ____ 月 ____ 日 [詳細は事業者提案図書による]
- 2 . 許認可等手続完了予定日：[事業者提案図書による]
- 3 . 設計完了予定日：[事業者提案図書による]
- 4 . 建設工事着工予定日：[事業者提案図書による]
- 5 . 運営開始予定日：平成 1 9 年 1 0 月 1 日

以 上

別紙5 運営仕様等

[事業者提案図書による]

以 上

別紙 6 保険

1. 整備期間における設計又は建設業務にかかる保険

(1) 履行保証保険

付保対象	工事受注者の債務不履行により本処分場にかかる工事請負契約が解除された場合における甲の乙に対する金銭賠償債権
付保期間	工事請負契約締結日から甲への移管日まで
補填限度額	工事請負金額の10パーセント
契約者	乙又は工事受注者
保険受取人	甲又は乙

(2) 請負業者賠償責任保険(土木・建築施設)

付保対象	本処分場(浸出水処理施設を除く)の建設工事に伴う法律上の賠償責任
付保期間	本処分場(浸出水処理施設を除く)の建設工事着工日から甲への移管日まで
補填限度額 (補償額)	対人: 1億円 1事故 10億円 対物: 1事故 1億円
契約者	乙又は工事受注者
保険受取人	乙又は工事受注者

(3) 請負業者賠償責任保険(浸出水処理施設)

付保対象	浸出水処理施設の建設工事に伴う法律上の賠償責任
付保期間	浸出水処理施設の建設工事着工日から甲への移管日まで
補填限度額 (補償額)	対人: 1億円 1事故 10億円 対物: 1事故 1億円
契約者	乙又は工事受注者
保険受取人	乙又は工事受注者

(4) [その他事業者提案図書による。]

2. 運営期間における運営・維持管理に関する保険

[事業者提案図書による]

3. 管理期間における管理業務に関する保険

[事業者提案図書による]

以上

別紙 7 維持管理基準

1. 貯留構造物

- (1) 最終処分場に埋め立てた廃棄物の流出や崩壊を防ぎ、安全に貯留できる構造を維持していること
- (2) 環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

2. シャ水工

- (1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和53年総理府・厚生省令第1号)の一部を改正する命令(平成10年総理府・厚生省令第2号)所定の「シャ水工に関する構造基準」の各基準を満足する構造を維持していること
- (2) 環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

3. 浸出水(保有水)等の集排水設備

- (1) 「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号、以下同じ)の所定の浸出水等の集配水に関する各基準を満足する構造と性能を維持していること
- (2) 前号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

4. 発生ガスの排除設備

- (1) 「廃棄物最終処分場性能指針」の所定の発生ガスに関する各基準を満足する構造と性能を維持していること
- (2) 前号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

5. 浸出水処理施設

- (1) 本処分場で発生する浸出水を計画水質に処理する能力を維持していること

- (2)水質項目については、「排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年施行)」、「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号)所定の基準を満たす構造と性能を維持していること
- (3)SSの基準値については、10mg/L以下を維持していること
- (4)前各号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を満たす構造と性能を維持していること
- (5) [事業者提案図書による]

6. 浸出水調整池

- (1)計画した浸出水処理設備の処理能力に適合するように、浸出水の量及び水質を調整できる構造と性能を維持していること
- (2)前号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令の基準を満たす構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

以 上

別紙 8 竣工時の提出図書

名称	仕様	部数
竣工図（工種別及び土木，建築（施設，電気，設備）及びプラント（機械，電気）のそれぞれに関する竣工図）	見開き A 1 版製本で作成提出する	各 5 部
	見開き A 3 版製本で作成提出する	各 5 部
	CD-ROM，DVD-ROMその他甲の指定する記憶媒体に保存された電子ファイルで作成提出する	1 式
実績報告書	工事実績にかかる報告書を作成提出する	5 部
検査及び試験成績書	工事期間中に実施された検査及び試験成績を記録した書類を作成提出する	5 部
品質管理記録	各施設の施工に関する品質管理結果を記録した書類を作成提出する	5 部
工事記録写真	工事状況を撮影した写真を提出する	5 部
保証書	甲が別途指定する書式及び内容の保証書を作成提出する	1 部
機器・設備台帳	本処分場に設置された機器・設備の名称，数量，仕様，設置・保管場所等の記載された台帳を作成提出する	1 部
その他資料	甲が別途指定する竣工関連資料を作成提出する	各 5 部

以上

別紙 9 移管等の手続き

1. 本処分場又は出来高部分の移管手続

(1) 移管予定日における移管手続

乙は、移管予定日の5日前までに、本処分場乙の所有に属するべき備品を除く。以下、本別紙において同じ)を、担保権、用役物権、貸借物権等の負担のない完全な所有権を甲に移転することができる状態にしたうえで、甲に対して、本処分場の移管申請書に、移管目的物の一覧表、本処分場にかかる鍵及びその他本処分場の移管に必要な一切の書類等を添えて提出する。

甲は、前号の定めるところに従って移管申請書等の提出を受けた後速やかに、乙に対して、甲名義での建物の登記にかかる一切の手続に必要な書類(委任状を含む)を交付する。

前各号所定の手続の完了及び第29条第2項の定めに基づく乙による甲名義での建物の登記手続の完了をもって本処分場の所有権及び占有権が甲に帰属するものとみなされて本処分場の移管が完了するものとし、甲は、かかる移管完了後速やかに、乙に対して、本処分場の移管完了書を交付する。

(2) 本処分場建設工事完工後移管予定日までの移管手続

乙は、本処分場を、担保権、用役物権、貸借物権等の負担のない完全な所有権を甲に移転することができる状態にしたうえで、甲に対して、本処分場の移管申請書に、移管目的物の一覧表、本処分場にかかる鍵及び本処分場の移管に必要な一切の書類等を添えて提出する。

乙は、乙の所有する一切の備品を事業用地から撤去する。

前各号所定の手続の完了をもって本処分場の所有権及び占有権が甲に帰属するものとみなされて本処分場の移管が完了するものとし、甲は、かかる移管完了後速やかに、乙に対して、本処分場の移管完了書を交付する。

(3) 本処分場建設工事完工前までの移管手続

甲は、本処分場の出来形部分を検査のうえ、検査に合格した部分(第1項第(3)号において「合格部分」という)を、担保権、用役物権、貸借物権等の負担のない完全な所有権を甲に移転することができる状態にしたうえで、乙に通知するものとする。

乙は、甲に対して、合格部分の移管申請書を作成し、これに、移管目的物の一覧表、合格部分にかかる完成検査報告書等を添えて提出する。

乙は、甲に対して、甲が乙から本処分場の建設工事等を引継いで実施できるよう

に、本処分場の建設業務その他それに付随する一切の業務に関して必要な事項を説明した引継事項説明書その他の資料を提供するほか、甲の求めるところの従って引継ぎに必要な協力を行うものとする。

乙は、合格部分の移管までに、合格部分以外については原状回復し、且つ、乙の所有する一切の備品を事業用地から撤去する。

前各号所定の手続の完了をもって合格部分の所有権及び占有権が甲に帰属するものとみなされて合格部分の移管が完了するものとし、甲は、かかる移管完了後速やかに、乙に対して、合格部分の移管完了書を交付する。

2. 本処分場の移管後の明渡手続

(1) 管理期間満了後の明渡手続

乙は、管理期間満了予定日の5日前までに、甲に対して、本処分場の明渡申請書を作成し、これに、第38条の定めるところに従って乙が保存する根拠資料等の一切を添えて提出する。

乙は、甲に対して、甲が、本処分場の明渡後に引き続き行う維持管理業務その他それに付随する一切の業務に関して必要な事項を説明した引継事項説明書その他の資料を提供するほか、甲が求めるところに従って引継ぎに必要な協力を行うものとする。

乙は、乙の所有する一切の備品を事業用地から撤去する。

前各号所定の手続の完了をもって本処分場の占有権が甲に帰属するものとみなされて本処分場の明渡が完了するものとし、甲は、かかる明渡完了後速やかに、乙に対して、本処分場の明渡完了書を交付する。

(2) 運営期間における契約の早期終了の場合の明渡手続

乙は、甲に対して、一般廃棄物等の受入、埋立作業、浸出水処理施設運転、搬入管理、環境管理、点検・更新、補修その他の運営・維持管理業務が運営マニュアル、別紙5（運営仕様等）、別紙7（維持管理基準）、別紙10（環境保全基準）、別紙13（点検・更新・補修計画）及び本契約の規定並びに関係法令を遵守して遂行されており、甲が、本処分場の明渡後に引き続き行う運営・維持管理業務及び管理期間における本処分場の管理業務並びにその他それらに付随する一切の業務（第2項第（2）号において「甲が行う業務」という）の遂行に支障のない状態（第2項第（2）号において「適正な状態」という）にあることを確認するために、本処分場の明渡前検査を実施する。なお、かかる明渡前検査の実施予定日の10日前までに、乙は、甲に対して、明渡前検査要領書を添えて明渡前検査実施予定日を通知するものとし、甲は、明渡前検査に立ち会

うことができるものとする。

乙は、明渡前検査の終了後、甲の立ち会いの有無にかかわらず、明渡前検査の結果について明渡前検査報告書を作成し、速やかに甲に提出する。

甲は、本処分場の明渡前に、適正な状態にあることを確認することができるものとし、乙は、甲が行う確認作業に協力する。

甲は、前各号所定の手続の結果、本処分場が適正な状態にないと認めた場合、乙に対し、相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずる。但し、かかる改善措置命令について、本処分場が適正な状態にないと認める甲の判断及び猶予期間について協議するために、乙は、甲に対して、協議会の開催を申し入れることができる。乙は、改善措置命令及び協議会の協議により決定されたところに従って、乙の費用と責任で、本処分場を適正な状態にするべく必要な措置を講じ、甲の確認を得るものとする。この場合、かかる確認手続についても、前 目及び本目の例によるものとする。

甲は、前各号所定の手続を経て、本処分場が適正な状態にあると判断した場合、速やかに乙に通知する。

乙は、前 目所定の通知受領後直ちに、甲に対して、本処分場の明渡申請書に、第38条の定めるところに従って乙が保存する根拠資料等の一切を添えて提出する。

乙は、甲に対して、甲が行う業務に関して必要な事項を説明した引継事項説明書その他の資料を提供するほか、甲の求めるところに従って引継ぎに必要な協力を行うものとする。

乙は、乙の所有する一切の備品を撤去する。

前各号所定の手続の完了をもって本処分場の占有権が甲に帰属するものとみなされて本処分場の明渡が完了するものとし、甲は、かかる明渡完了後速やかに、乙に対して、本処分場の明渡完了書を交付する。

(3) 管理期間における契約の早期終了の場合の明渡手続

第2項第(2)号所定の手続に準じて本処分場の明渡を実施するものとする。

以 上

別紙 10 環境保全基準

1. 大気汚染に関する基準値

大気汚染防止法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること

2. 騒音に関する基準値

騒音規制法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること

3. 振動に関する基準値

振動規制法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること

4. 悪臭に関する基準値

悪臭防止法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること

5. 排水に関する基準値

水質汚濁防止法，廃棄物最終処分場性能指針（厚生省生衛発第1903号），排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成12年施行），北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること
以上

別紙 1 1 記録保存規程

乙は、以下の各項の定めるところに従って書類その他の記録を保存するものとする。

1. 保存対象

乙が本契約の定めるところに従って保存すべき記録は、本件事業に関して作成された調書、帳簿、管理票、伝票、集計表その他本契約の定めるところに従って甲に提出された書類の作成根拠となった書類、電子データその他の記録の一切(以下「根拠資料等」という)とする。

2. 保存期間

根拠資料等は、本契約第70条の定めるところに従って実施される本処分場の移管又は明渡の際に、甲に対して交付されるときまでの期間(以下「保存期間」という)において、次項以降で定めるところに従って保存されるものとする。

3. 保存媒体

(1) 保存媒体

根拠資料等は、当該根拠資料等が作成者によって作成された紙、電子データその他の媒体で原本が保存されるほか、全て、CD-ROM、DVD-ROMその他甲の指定する記憶媒体にバックアップデータ(以下「バックアップ」という)が保存されるものとする。

(2) 保存媒体に関する参照情報

原本とバックアップとの相互の参照情報が原本及びバックアップにそれぞれ貼付されるほか、原本及びバックアップの参照情報が一覧で峻別可能なように一覧表が作成され、管理されるものとする。

4. 保存場所

(1) 複数場所・遠隔地における保存

バックアップは、原本の保存されている場所と異なる遠隔地で保存されるものとする。

(2) 保存場所に関する参照情報

原本とバックアップの保存場所に関する相互情報が原本及びバックアップにそれぞれ貼付されるほか、原本及びバックアップのそれぞれの保存場所が一覧で峻別可能なように一覧表が作成され、管理されるものとする。

5 . 閲覧謄写等

(1) 閲覧謄写権

甲は、保存期間中、必要に応じ、乙に対し、根拠資料等の閲覧又は謄写を請求できるものとする。但し、当該請求は、乙の業務遂行に著しい支障を生ぜしめない合理的な態様でなされるものとする。

(2) 費用負担

前号の定めるところに従ってなされる謄写にかかる費用は、甲の負担とする。

6 . その他

前各項の定めるところのほか、根拠資料等は、別途甲が指定する要領で保存されるものとする。

以 上

別紙 1 2 搬入禁止物

- 1 . タイヤ
- 2 . バッテリー
- 3 . プロパンガス・ボンベ
- 4 . オートバイ
- 5 . 自動車
- 6 . 塗料の入っている容器
- 7 . 消火器
- 8 . 注射針
- 9 . ホームタンク
- 1 0 . ドラム缶
- 1 1 . 農薬などの化学薬品
- 1 2 . 家電リサイクル法で定めるもの
- 1 3 . その他埋立作業に支障のきたすもの

以 上

別紙 1 3 点検・更新・補修計画

[事業者提案図書による]

以 上

別紙 1 4 支払日程等

1. 施設整備費

(1) 支払日程

建設一時支払金

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合 計
円	円	円	円

割賦料

平成 19 年度下期	平成 20 年度上期	平成 20 年度下期	平成 21 年度上期	平成 21 年度下期
円	円	円	円	円

平成 22 年度上期	平成 22 年度下期	平成 23 年度上期	平成 23 年度下期	平成 24 年度上期
円	円	円	円	円

平成 24 年度下期	平成 25 年度上期	平成 25 年度下期	平成 26 年度上期	平成 26 年度下期
円	円	円	円	円

平成 27 年度上期	平成 27 年度下期	平成 28 年度上期	平成 28 年度下期	平成 29 年度上期
円	円	円	円	円

合 計
円

(2) 支払額の改定方法

建設一時支払金

甲に交付された国庫補助金と、前掲支払日程に示した金額に差が生じた場合、甲は、甲に交付された国庫補助金の額に建設一時支払金を改定する。その場合、割賦料も改定する。

割賦料

建設一時支払金が改定された場合、又は、平成 1 6 年 8 月 3 0 日の基準金利（％）と、平成 1 9 年 7 月 3 1 日の基準金利（％）（以下「新基準金利」という）に差が生じた場合については、初期投資費用から建設一時支払金を控除した残額を 1 0 年間の 6 ヶ月毎元利均等払いで償還するものとして、以下の改定条件に基づき、割賦料を改定する。

(改定条件)

・改定後元本 = 初期投資費用[] - 支払済みの建設一時支払金

・改定後適用金利(%) = 新基準金利 + [] (提案スプレッド)

2. 維持管理基本料金

(1) 支払日程

平成 19 年度下期	平成 20 年度上期	平成 20 年度下期	平成 21 年度上期	平成 21 年度下期
円	円	円	円	円

平成 22 年度上期	平成 22 年度下期	平成 23 年度上期	平成 23 年度下期	平成 24 年度上期
円	円	円	円	円

平成 24 年度下期	平成 25 年度上期	平成 25 年度下期	平成 26 年度上期	平成 26 年度下期
円	円	円	円	円

平成 27 年度上期	平成 27 年度下期	平成 28 年度上期	平成 28 年度下期	平成 29 年度上期
円	円	円	円	円

合 計
円

(2) 支払額の改定方法

物価変動が生じた場合，以下の算式に基づき，維持管理基本料金を改定する。

(改定算式)

t 年度の維持管理基本料金 = [] (落札者提案による維持管理基本料金) ×
(Pt / Po)

・(Pt / Po) = Pt ÷ Po

但し，小数点第 4 位以下は切り捨てるものとする。

・Pt : (t - 1) 年度の物価指数の年度平均値

・Po : 平成 16 年度平均の物価指数

・物価指数 : 消費者物価指数 (財・サービス分類指数 (全国) の「サービス」)

3. 従量料金の改定方法

物価変動が生じた場合、以下の算式に基づき、従量料金単価を改定する。

(改定算式)

t 年度の従量料金単価 = [] (落札者提案による従量料金単価) × (Pt / Po)

・ (Pt / Po) = Pt ÷ Po

但し、小数点第 4 位以下は切り捨てるものとする。

・ Pt : (t - 1) 年度の物価指数の年度平均値

・ Po : 平成 16 年度平均の物価指数

・ 物価指数 : 消費者物価指数 (財・サービス分類指数 (全国) の「サービス」)

4. 管理料金の支払日程等

(1) 支払日程

平成 29 年度下期	平成 30 年度上期	平成 30 年度下期	平成 31 年度上期	合 計
円	円	円	円	円

(2) 支払額の改定方法

物価変動が生じた場合、以下の算式に基づき、管理料金を改定する。

(改定算式)

t 年度の管理料金 = [] (落札者提案による管理料金) × (Pt / Po)

・ (Pt / Po) = Pt ÷ Po

但し、小数点第 4 位以下は切り捨てるものとする。

・ Pt : (t - 1) 年度の物価指数の年度平均値

・ Po : 平成 16 年度平均の物価指数

・ 物価指数 : 消費者物価指数 (財・サービス分類指数 (全国) の「サービス」)

以 上

別紙 15 管理期間における管理要領

・管理業務の要領

1. 貯留構造物

- (1) 最終処分場に埋め立てた廃棄物の流出や崩壊を防ぎ、安全に貯留できる構造を維持していること
- (2) 環境基本法，廃掃法，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，廃棄物最終処分場性能指針，ダイオキシン類対策特別措置法，廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領，その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

2. しゃ水工

- (1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和53年総理府・厚生省令第1号)の一部を改正する命令(平成10年総理府・厚生省令第2号)所定の「しゃ水工に関する構造基準」の各基準を満足する構造を維持していること
- (2) 環境基本法，廃掃法，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，廃棄物最終処分場性能指針，ダイオキシン類対策特別措置法，廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領，その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

3. 浸出水(保有水)等の集排水設備

- (1) 「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号，以下同じ)の所定の浸出水等の集配水に関する各基準を満足する構造と性能を維持していること
- (2) 前号のほか，環境基本法，廃掃法，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，ダイオキシン類対策特別措置法，廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領，その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

4. 発生ガスの排除設備

- (1) 「廃棄物最終処分場性能指針」の所定の発生ガスに関する各基準を満足する構造と性能を維持していること
- (2) 前号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を遵守する構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

5. 浸出水処理施設

- (1) 本処分場で発生する浸出水を計画水質に処理する能力を維持していること
- (2) 水質項目については、「排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年施行)」、「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号)所定の基準を満たす構造と性能を維持していること
- (3) SSの基準値については、10mg/L以下を維持していること
- (4) 前各号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令を満たす構造と性能を維持していること
- (5) [事業者提案図書による]

6. 浸出水調整池

- (1) 計画した浸出水処理設備の処理能力に適合するように、浸出水の量及び水質を調整できる構造と性能を維持していること
- (2) 前号のほか、環境基本法、廃掃法、水質汚濁防止法、河川法、砂防法、森林法、廃棄物最終処分場性能指針、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領、その他関係法令の基準を満たす構造と性能を維持していること
- (3) [事業者提案図書による]

. 浸出水処理の要領

1 浸出水処理施設による浸出水処理

- (1) 運営マニュアルに従って浸出水処理施設を運転し、浸出水処理を実施する。

(2) [事業者の提案による]

2 遵守事項

浸出水処理を実施するにあたり，次の各号所定の事項を遵守するものとする。

- (1) 公害防止基準を遵守した水質を確保すること
- (2) 備品，什器，物品，用役を常に安全に保管し，必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること
- (3) 気象条件に適合した管理を行なうこと
- (4) [その他事業者提案図書による遵守事項]

以 上

別紙 16 減額等の方法

1. 減額等の原因事由

第64条第4項若しくは第66条第2項の定めるところに従って維持管理費若しくは管理料金の減額若しくは支払停止、又は第68条第1項第(3)号の定めるところに従って本契約の解除の原因事由は、運営期間又は管理期間において以下の各号所定の場合のいずれかに該当することとする。

本契約の定めるところに従って甲の改善措置命令が発令され、且つ当該改善措置命令の発令にかかる甲の判断について乙から協議会開催の申し入れがなされなかった場合

本契約の定めるところに従って改善措置命令にかかる甲の判断について協議会が開催され、且つ当該協議会で乙の業務遂行について改善すべき点が確認された場合

2. 減額等の方法

(1) ペナルティポイントの加算

前項各号に掲げる場合において、甲の改善措置命令が発令されるか又は協議会において確認がなされた改善点について、当該改善点を改善するために甲又は協議会が設定した猶予期間を経過してもなお、当該改善点の全部が改善されない場合、当該猶予期間満了日の翌日(同日を含む)から1日(1日未満は1日とする)毎に1ペナルティポイントが加算されるものとする。

前目に基づく累積ペナルティポイントは、甲の改善措置命令が発令されるか又は協議会において確認がなされた各改善点毎に、それぞれ別個に加算されるものとする(即ち、2つの改善点が同時に存在し、そのいずれについても猶予期間が経過した場合には、1日毎に2ペナルティポイントが加算され、猶予期間が経過した3つの改善点が存在すれば、同様に、1日毎に3ペナルティポイントが加算される)。

前二目の定めるところに従ってなされる累積ペナルティポイントの加算は、半期毎になされるものとし、複数の半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい半期においては、再び、0から加算されるものとする。

(2) 減額等の決定

ある半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該半期における業務遂行を支払いの対象とする支払期日における維持管理基本料金及び従量料金又は管理料金の支払いについて、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10以上	支払停止

(3) 翌半期以降の措置

ある半期(「支払停止半期」)において累積ペナルティポイントが10以上加算された場合に、次の半期(「翌半期」)における累積ペナルティポイントの加算が4以下であれば、翌半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日に、翌半期にかかる支払金額、支払停止半期にかかる維持管理基本料金及び従量料金又は管理料金の80%に相当する金額を加算して支払う。翌半期における累積ペナルティポイントが4を超える場合には、支払停止半期にかかる維持管理基本料金及び従量料金又は管理料金は100%の減額がなされたものとし、如何なる場合にも、一切支払われないものとする。

支払停止半期の累積ペナルティポイントが10以上の場合で、翌半期における累積ペナルティポイントが4を超える場合、甲は、第68条第1項により、本契約を解除できるものとする。

以上